

平成19年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成19年12月20日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第 84号 京丹波町職員倫理条例の制定について
- 第 8 議案第 85号 京丹波町職員法令遵守推進条例の制定について
- 第 9 議案第 86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 第10 議案第 87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 89号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 91号 京丹波町農業集落排水事業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第 94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第 95号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第19 議案第 96号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第 97号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第 98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第 99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）
- 第26 議案第103号 統合簡易水道整備事業 遠方監視装置設置工事請負契約について
- 第27 議案第104号 和解することについて
- 第28 議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 収賄事件に関する調査について
- 第30 発議第 4号 政治倫理検討特別委員会設置に関する決議
- 程34 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

- 1番 藤田正夫君
- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 4番 畠中勉君
- 5番 今西孝司君
- 6番 東まさ子君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山勲君
- 9番 西山和樹君

- 10番 山田 均 君
11番 室田 隆一郎 君
12番 篠塚 信太郎 君
13番 吉田 忍 君
14番 野口 久之 君
15番 野間 和幸 君
16番 岡本 勇 君

4 欠席議員(0人)

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(19名)

- 町 長 松原 茂樹 君
副町長 上田 正 君
教育長 寺井 行雄 君
会計管理者 藤田 義幸 君
参事 田 渕 敬治 君
瑞穂支所長 上田 進 君
和知支所長 岩崎 弘一 君
総務課長 谷 俊明 君
企画情報課長 田 端 耕喜 君
税務課長 岩田 恵一 君
住民課長 伴田 邦雄 君
保健福祉課長 野間 広和 君
子育て支援課長 山田 由美子 君
地域医療課長 下伊豆 かおり 君
産業振興課長 山田 進 君
土木建築課長 松村 康弘 君
水道課長 藤田 真 君
教育次長 長谷川 博文 君

監 査 委 員 人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2人）

議 会 事 務 局 長 伊 藤 康 彦
書 記 山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会のご出席、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・藤田正夫君、2番議員・坂本美智代君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に、各常任委員会、特別委員会が開催され、提出議案等の審査、調査が行われました。

本日、町長から3件の追加提出議案があります。

本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんよろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより同意第4号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第4号 公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

《日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(岡本 勇君) 日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 提案になっております固定資産評価委員の選任についてお尋ねをしたいと思うんですけども、提案になっております一谷肇さんという方は、主な公的職歴は記載をさせていただいておるわけですけども、この方は民間会社の経営は息子さんに譲っておられるようでございますけれども、そういうこともやっておられるということをお聞きしたんですが、現時点ではその会社の相談役含めて役職についておられるのかどうかというのを一つお尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 岩田税務課長。

○税務課長(岩田恵一君) 今、議員さんがおっしゃいましたようにもう実質的な経営は息子さんに譲っておられるというふうに聞いておりますが、今回、一谷さんを推薦させていただいたといいますのも、地方税法的にも識見を有する方ということでそういった方面に精通されておるといようなことなり、また、これまでの職歴の中でもいろんな分野で活躍されておりますので、最適任ということで選任をさせていただいたところでございます。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 今説明していただいたことは承知をしておるんですけども、実態としてどうなのかということをお尋ねしたので、当然そういうことはもちろん公的な立場の方、仕事をされてきた方でありましてけれども、会社の役員とかそういうことになっておればその人物というよりもやっぱり立場上、町のそういう評価委員にするのがいかなものかという意味がありますのでお尋ねしたので、確認をされておるのかどうかということと、やっぱりそういうものをはっきりして、やっぱり選任するということは必要ではないかということをもう一度お尋ねしておきたい。

町長にお尋ねしておきたいんですけども、この一谷さん、74歳になられているわけですけども、いろんな経験、そういうものについては十分わかるわけでございますけれども、

やはり50代、60代のそういう方を選任をして、そして一定期間やっぱりやっていただくということがこういった委員を選任する場合に、そういう面でも大事かと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議員の仰せのような考え方もあるわけでございますし、先ほど担当課長が申しあげましたように非常に幅広い豊富な経験をお持ちの方でございますので、こうしたことについて適切な判断ができる方を求めたということでございます。若い方という考え方もあるわけでございますが、現状としては一番最適任であろうということで一谷氏を選任をお願いをいたしておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 一谷さんですけども、先ほど言いましたように経営的には、もうすべて譲られておるようでございますが、役員としてはお残りになっておるということでございます。役員として。ただ、私どももいろいろそういうことで問題があるかなということで調査をさせていただきましたが、条例上また法的にも何ら問題ないということで今回、一谷さんを選任をさせていただくということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 役員ということですけども法的には問題ないんだということですが、その役員の会社の取締役は代表は息子さんということやと思うんですが、相談役とかそういう役員の中身というのはわかっておるのかどうか、わかっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 先ほど言いましたように、法的に問われるものではございませんので、役員を何されとるかということをおもは承知はしておりません。

○議長（岡本 勇君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時13分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 大変失礼しました。先ほどの答弁の中で法人格であるというような誤解をしておりましたけれども、個人営業ということで役員ではないということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

《日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり推薦者を適任とし、答申することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第7、議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております条例案について何点かちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが、1点は4条にあります事業者等または利害関係者と接触する際の禁止行為、許可を必要とする行為というようなことで規則で定めるということになってるんですが、当然この条例が施行されるのは公布の日からということになってるんですが、直ちに公布されるということを考えますと、既に規則というのは定まっておるんじゃないかと思うんですが、当然この条例に付随するものであるというふうに思うので、その規則についても配布をするべきだと思うんですけども、その点について1点お尋ねしておきたいというのが1点でございます。

そして、7条の関係でお尋ねしておきたいんですけども、今回出されております職員の倫理条例ということで、職員の中に条例の命題ということになりますけれども町長も含めるということになっているわけですけども、ここの7条では、管理監督は町長ということになっておるわけですね。そうしますと、その条例のあれから言うと、本来は職員と町長、理事者側は別というように思います。職員は地方公務員法で適用を受けますので、それ以上の上位法はつくれないわけでございますけれども、この場合でいくとそれなら町長と理事者はだれが管理監督するのやと、こういうことにもなるんですけども、これは、ちょっとその辺の考え方はどうなのかということをお尋ねしておきたいと。

それから、8条の倫理委員会の設置をということで上がっておるんですけども、この委員会というのは何名ぐらいで、いわゆる町、いわゆる役場の中の内部的なものなのか。また、一定専門家、弁護士なんかも入れたそういうものをつくるということなのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 1点目の第4条の規則の関係でございます。この条例を議決をいただきまして公布をさせていただきますと、その後、規則を定めましてあわせて公布をさせ

ていただく予定といたしております。したがって、今配布をさせていただくということは手続上も難しいというふうに考えております。

ただ、第4条で、規則で定めるということでございますので、今考えております案を概要だけ申し上げさせていただきます。この禁止行為については、利害関係者から金銭とか物品または不動産の贈与を受けること。あるいは金銭の貸付、それから、無償または著しく低い価格での物品または不動産の貸付を受けること。それからあわせて役務の提供、こういったものも無償または著しく低い価格で提供を受けること。それから未公開株式、こういったものを譲り受けること。飲食等の供用接待を受けること。それから、適正な対価を支払わないで飲食、遊戯、ゴルフまたは旅行、こういったものを行うこと。こういったものを規則としては定めさせていただく予定で調整をさせていただいておるところでございます。

それから、第7条の倫理監督者の件でございますが、当然町長は監督するべき側という位置づけにさせていただいております。

それから、第8条の倫理委員会の設置でございますが、これについては、これも規則できちっと整理をさせていただく予定でございますが、内部組織ということで委員長を副町長、副委員長を教育長ということで、以下管理職で構成する予定でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） この条例では今総務課長が言われるように、職員の監督責任は町長ということなんですけれども、ここの条例からいうと職員の中に町長も含まれたような位置づけになっておるので、この条例の趣旨からするとほんなら全体を統括してするのはどうなんやということにもなると思うんですけれども、職員と町長、理事者は別という考え方にすれば今の説明というふうに思うんですけども、この条例そのものから言うたら職員倫理条例ということになってそこに町長等も含むということになっとなら、そんならその全体の倫理条例に基づく監督はだれがするのやと、管理監督はと、こういう立場でいくとその町長とか理事者側は、ほんなら管理監督というのはないんかと、そういうことはこの条例からはないということになるんですけれども、条例本来の中身からいくとこの町長とか職員を一つにしとるんで、その辺からするとこの条例から見ると、その町長や理事者側の管理監督はだれもせえへんとかいうことになると思うんですけどね、これからいくと。その辺はその自らが律するという以外にないというそういう意味なのかももう一度お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 条例の題名は職員倫理条例という表現を用いておりますが、この第1条の目的を見ていただきますと、町長と及び職員の職務にという規定をさせていただ

ておるところでございますし、なおかつ、第3条、第4条では、町長と職員の遵守事項なり禁止行為という定め方をさせていただいているところでございます。したがって、町長というのはやはりその立場でこの条例は規定されるべき部分でございますけれども、監督する立場ということで自らを律していただくという整理になろうかと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 目的、今、定義その辺のことを言っていたいて、この条例の一番基本というのは町長及び職員とこういうことになっておるので、それで、その中の職員は町長が、いうたら管理監督すると、こうなるとるんでね。ちょっと、そのなら町長以下理事者側はその努力目標やと、職員は町長が管理獲得するのやと、こういうこの条例からいくと、そうなるんかというふうに思うので、本来その職員の中に理事者はまた立場が違うわけで、別に考えるというのが本来あるべきもんやないかと思うんですけども、あえてそこに、職員倫理の中に「町長等」ということを入れたというのはどういう考え方なのか、あわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） ただいまのご質問でございますが、あえて「町長等」をなぜ入れたかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、この第1条の目的に規定するところでございますし、第3条、第4条、そこには町長と職員という位置づけをいたしておりますし、なおかつ職員については、それ以外の第5条あるいは第6条、こういった部分での規定をさらにしておるということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第85号 京丹波町職員法令遵守推進条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第85号 京丹波町職員法令遵守推進条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどの倫理条例との関連も当然、それに基づくものだというように思うんですけども、ここにありますいわゆる公益通報の関係ですね。当然職員がそういうものを行おうとするという場合に、この受け皿となっておるのが職員倫理委員会ということになると思うんですけども、本来職員が情報を得て、その倫理委員会にということになると、先ほどのあれから言うと内部の組織で副町長や教育長と、こういう話だったんですが、なかなかこれまでの例であれば、前副町長がああいう事件を起こしとったと、そこに通報というのは全くしにくいし、できひんと思うんですけども、やはりそういう面では第三者的な弁護士とかね。そういうのが入っておるということも必要ではないかと、そういうことを考えますとね。いうことも思うんですが、その点についてはどういう考え方なのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず、この条例の趣旨、先ほども議員さんおっしゃったように公益通報制度、これを速やかに行えるような体制を整備するというのがこの条例の一つの趣旨でございます。倫理委員会では内部の職員でございますので、外部も入れるべきではないかということでございますが、この職員倫理委員会についてはその通報を受け皿といえますか、まず第一報を受ける機関ということございまして、それに基づいて一定調査等をまず内部で行うという整理にさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、先ほどの議決になりました倫理条例と、それから職員法令遵守推進条例と連携するもんやと思うんですけども、当然職員というのは仕事に誇り熱意やりがいを持ってもらおうと。その上、公務員という立場が求められるわけですので、やはり理事者としてはそういう職場環境をしっかりと確保することが当然求められているんですが、その辺のことはどういうふうにお考えなのかということと、それから、総合計画なんかでもまちづくりの中心に人というのを位置づけられておるんですけども、そういう点から言うとやっぱり職員の関係もやっぱりそういう人という関係でいくと、やっぱり協働のまちづくり、職員と力を合わせてやると、そういう

立場が非常に大事やと思うんですけれども、そういう面ではいろんな職員の智恵も結集していくということも当然大事だと思うんですけど、こういうような条例つくる場合、やはり職員との協議、話し合い、職員組合もあるわけでございますけれども、そういうものも非常に大事だと思うんです。だから、そういう点では、そういうような協議をされておるのか。これも協働のまちづくりの一つやと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回、不祥事が発覚をいたしまして本当に今日までの業務を振り返って、また、一人ひとりの職員が本当に公務員倫理、あるいはまた法令遵守をいかに守りながらやってきたのかという中で、やはりいろんな検証をしてみますと完璧にやれていたということにはなっていない。というのは発覚以来それぞれの課ごとに研修をしてみいましたし、また、外部の研修等にも参加をする中で、私は今議員ご指摘の職員の中の認識というのは、しっかり高められているというふうに思っています。改めてこういう条例を制定するからどうだということは申し上げておりませんが、全体的な取り組みの中で、やっぱり一人ひとりが本当に倫理はもちろんでございますし、法令遵守をいま一度、自分たち一人ひとりが再認識をして、宣誓して本町の職員になったわけですので、その辺は初心に戻ってやるということは常々申し上げてきておるところでございますので、十分意志は徹底できているというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

議案第85号 京丹波町職員法令遵守推進条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、自己啓発等で休業できるということの条例ですが、対象となるといいますかそういうようになるような職員というのは現時点で何人おるのかということと、それからこういう制度をどう利用するかという問題もあるんですが、職員のそういういろんな研修を深めていく一つというふうに考えれば、職員へのその啓蒙・啓発というのも必要な部分もあろうかと思うんですけれども、この条例制定を受けて、そういうようなことの考えはあるのか。ただ単なる条例として、上位法の関係でつくったということだけなのか。その辺のちょっと考え方、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 対象となるということでございますが、一応職員すべてが対象になるというふうになるわけでございます。自己啓発の考え方ということでございますけれども、やはり職務を遂行していく上で、新たな国の制度でございますとか法律でございますとか、そういうことも直面するわけでございますので、一定そういう専門的な分野についてさらに自己研さんを職員自身が望んだ場合は、一定この自己啓発の休業等の条例を適用することと考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 休業の期間というのは給料はなしということになりますので、相当そういう職員、この適用を受けようとするれば、財政的な問題もこれはあるわけですから、なかなか条件が整わんとできひんと、思いがあってもね。というふうに思うのでお尋ねしたんですが、そういう面から言うと、ただつくったというだけではなしに、それが活かされていくというのが本来の姿なんでね、条例としては。だから、そういう意味で、そういう職員に対してそういう意思がある人については、そういう支援というても職場環境を整えて保持をすとか、そういうことしかできませんけれども、そういうようなことをやっぱり考えていくのかどうか。ただ単なる申し出があったら、この条例に適用すれば認めるという、そういう考え方なのか。ちょっとその点だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 確かに、申し出があったらすべて認めるということではございま

せんで、これは、やはり承認行為を行うということでございます。自己啓発を必要とするそれなりの理由といたしますか、今後その期間が終了すれば、いかに職務にいかせるかという部分を含めて十分判断をしなければならないというふうに思っておるところでございます。

それから、支援の問題でございますが、基本的には、この自己啓発の休業期間中は無給ということになっておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） これは大変よい制度やと思うんですけども、例えば2年間大学へ行くということでその届け出で大学へ行かれるということになると思うんですけども、それを途中で、例えば、もう1年ほど行ってどうも続かんと、自分の思いとはちょっと違うというようなことで途中でやめられて、残りの期間を行かずに家で過ごすとか、ほかのことで過ごすというようなことをちゃんと調査というか把握に努められて、きちっと約束どおり勉学に努められるとか、海外の協力隊に参加した場合でも、そういうことが最後まで努められるということは、どのように把握を町役場としては把握されるんかということをおきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それは細かいところはまた規則にゆだねるところもあるわけでございますが、第8条自己啓発等休業の承認の取り消し、それから第9条報告等、こういったところで一定私どもとしても十分、その期間中の職員の行動あるいは就学状況、こういったものは連携をとりながら確認をすることといたしております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

議案第86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

議案第87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 給料を上げられることに格段の反対ということではございませんが、この前の一般質問でも申し上げたとおり、今の町の職員の給料がさして安いというふうには、はっきり申し上げて私は考えてはおりません。今回の公務員の給与の引き上げについて、これ、今回、勤勉手当という形で上げられるということなのですが、この条例の末尾についております2条関係で、これだけ100分の77.5云々と、こうある部分があるんですが、100分の75を管理職に当たっては100分の95というふうにあるわけですが、これだけ上げて1カ月に大体、町で幾らぐらいの総額になるのか、今もし答えができなければ後でも結構ですけれども、さして豊かでもないこの町の中で、職員給与を少なくとも国家公務員の何とかいいましたが、ひょっと忘れて出てきませんが、要は国で決められて、たがが外されたから、すぐにこれをやると言わなきゃならんほど逼迫した今現在の職員の給料状態なのか。そのところをどのようにお考えになっておるのか、お聞かせをお願いをしたいと

思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まことに申しわけございませんが、一月に幾らかということはやっと算定をいたしておりますが、予算書の裏にも今回の改正に伴う額ということで、例えば一般会計でございますと、今回の改正に伴って給与の分が120万、諸手当といいますか、扶養手当とこの勤勉手当で488万5,000円増額ということで補正をお願いをいたしておるところでございます。

それから、財政の逼迫にかかわっていかなものかということでございますが、かねてから地方公務員の給与、これは人事委員会を持っているところは、それぞれの人事委員会が勧告をされるわけでございますけれども、私ども市町村ではそういった人事委員会を設置をいたしておらないわけでございますが、基本的には国の人事院勧告に準ずるという整理が一定なされてきた経過がございます。もちろん給与の決定の考え方については、一つは均衡の原則というのがあるわけでございますが、この均衡の原則というのは、一つは国、あるいは地方公共団体の給与体系、それから民間の給与体系、こういったものをいかに均衡を図るかということになっておるところでございます。したがって、国家公務員の人事院勧告のもとになっておりますのは、人事院の方で民間の給料を1万200事業所ですか、そういった部分を調査をされた結果、民間との比較において国家公務員の給与がどうなのかということで毎年勧告がなされておるところでございますので、それに準じさせていただくという形で来ておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 今、私、ひょっと忘れておりましたが人事院勧告とやらというのにうまく乗かってやってることなんでございますけれども、私が考えておるのは、今1万数百社の業者といいますか民間の団体の中からということですが、以前は100名以上ということだったんですが、今は50名以上まで下げてきたというところではあるんですけども、今現在ほとんど50名以上、この町内で50名以上の従業員を擁している企業は幾つあるかということから考えても、大体は理解できるんじゃないかというふうに私は理解しておるんです。

ただ、別にことさら、これにこだわるということではないんですけども、こういうふうに安易にとしか私には言いようがないんですけども、簡単に人事院勧告で、さあ出されたから、ほんでこれ、他の特に貧困と言われている、いわゆる債務の多いところと言いますかね、借金の多いところ全体の例えば、京都府の中の各役所で幾らぐらい、これと同じ形にな

っておるのか、全部なのか、この町だけなのか、調べられておらないのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。もう一度改めて言います。京都府内の町村で、これと同じように人事院勧告を受けてやっておられる町村が幾らあるのか。それから、これはこれでおきます。それだけお答えください。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 直接他の市町村を調査したということはありませんので、数といますと今お答えはできませんが、近隣市町村では今回のこの改定もそれぞれの議会に提案をされておると。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 僕が聞きたかったことをほとんど西山議員が聞いてくれはったんやけど、あと一つ追加して聞いておきたいことは、民間の企業にアンケートをとられたと言われますけれども、民間の企業も都市部とこの田舎部とでは給与は、もう断然差があって開きがあるというふうに思うんですけれども、例えば京丹波町内の民間にお勤めの方から見ると、役場の職員はかなり高給を得ておる部類に入るのではないかなあと私は思うんですけれども、全国的な平均をアンケートをとって、それを平均として、この田舎町の役場の職員の給与を決定するということは、果たして民間の企業にお勤めの方から見れば、それが当然のこととして受けとめられるかどうかということも、やっぱり考慮しなければならないところにあるのではないかというふうに思うんですけれども、そのところはどのようにお考えか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 確かに議員さんがおっしゃることも考えられるところでございますが、逆に言いますと、それぞれの市町村でそういった給料の高い事業所があるところは、逆に言えば公務員の給料もそれに均衡して高くする、そういった給料の低い事業所しかない市町村は、それに均衡して給料は低い、それでいいのかということになるわけでございまして、そうすると今度はまた、近隣市町村の同じ職務を行う公務員間の均衡がとれるのかということがやっぱり出てくるのではないかというふうに思うわけでございます。我々職員も優秀な人材をいかに確保するかということも、やっぱり行政内部としては努力をしなければならない部分もございまして。したがって、そういう部分で優秀な人材をいかに確保するかという部分も含めながら、かつ、その現在の給与体系が、住民の方がいかに納得をしていただく水準にあるかということも考えておかなければならない。これは少し相反する部分もあるわけでございますが、それと、行政というのは、最低部分はやはり同じ水準を全国提供してい

かなければならないという地方交付税にもありますように、そういった原理原則があるわけ
でございまして、そういう部分から見ますと、やはり一定地方公務員間の均衡がやっぱり図
られるべき部分もあるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 今、総務課長ご説明いただいた中で一つ、私ひっかかるところあるの
は、やっぱり優秀な人材を集めるというたら、ほんなら優秀な人材を全部、その町内の優秀
な人材を町役場に集めて、民間の企業とかそういうところは、もう劣る人間ばかりを集めてよ
いんかということでもありますので、やはり均衡のとれた、やっぱりまちづくりをしていこう
とすれば、役場に優秀な人材ばかりを集めて、それでいいのかということをお考えのんです
けれど、そこら辺はどのようにお考えか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） すいません。その優秀という使い方をしましたのは、ちょっと私
の失言でもございまして、それはやはり職員になってから、いかに優秀にやっていただけ
るかということでもございますので、少し訂正をさせていただいております。ただ、人材を確保
するという部分での給与体系も考えておかなければならないということでもございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私、町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは今回の条例
を引き上げということになっておるわけですので、当然職員に対して、そういう主な必要な
場合には必要と思うんですけれども、片方では、財政問題では相当住民に対しては厳しく言
われておる中で、本当に町財政の見通しの中で判断をされたというように思うんですけれど
も、今回の引き上げについては。もちろん人事院勧告に基づくということは基本にあったと
してもですね。やはりそれぞれの町の実態に応じてということもあると思うんですけれど、そ
の辺の考え方1点と、それから、当然職員は一番仕事をするわけでもございますから、当然必
要な部分は手当をせんなんというのはあると思うんですけれども、やはり引き上げ、また引
き下げについてもやはり職員との、いわゆる職員組合もあるわけでもございますから、やは
りそこで協議をして、そして合意を図っていくというのは、これは基本だと思うんですけれ
ども、そういうテーブルに着いて、協議をされて合意の努力をされておるのかどうか。ちょ
っとその点についても伺っておきたい。これは合意されたのかどうかということもあわせ
て伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今回の人事院勧告に基づきます中で、どういう判断をしたのかという

ことですが、先般の一般質問の中でも申し上げましたようにラスパイレスも88.5ということで、これは府下でも下位から3番目ということでもあります。そうしたことを思いますと先ほど総務課長が申し上げましたように、決して高い水準におるとは思っておりません。そうした中で今回の人事院勧告に基づく改正をお願いをいたしてございまして、私としては非常に財政難は財政難でございますけれども、今申し上げました理由も含めて、適切ではないかというふうに思っております。

また、職員組合等につきましては相談をしたということではございませんけれども、こういうことになるという提示はいたしておりますので、理解はいただいているというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより議案第88号を採決いたします。

議案第88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 委員会でもお聞きいたしましたが、今回、後期高齢者医療制度にのっとりまして、この今回出されました保険料の徴収、65歳から74歳に対しての年金から引き落とすということなんですけど、この特別徴収に値する世帯数はどのぐらいであるのかというのと、また、これまで徴収された国保に加入されている方の大体何%ぐらいが特別徴

収になるのか、その点をお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 対象世帯につきましては、現在756世帯ということでございますが、委員会でも申しあげましたけれども、これから2分の1の判定でありますとか特別な事情でありますとか、そういったものの判定をいたしますので、この方々、この世帯がすべて特別徴収なのかどうかということではございません。それから、率で申しあげますと18.4%ということになります。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 私も国保の運営協議会におらせていただきまして、今回は特別法律によって大きく変わるといことで、通常でしたら2回ですが、3回の国保の運営協議会が開かれて、いろいろ私も意見を言わせてもらったところでありますが、特に、特別徴収になるということ年金の社会保険事務所ですか、そこから年金の情報が入ってきて、本町でいろいろ対象となる部分はどういう方が対象になるかということいろいろ検討されて、また、それを年金の係の方へ送って特別徴収になるということでもありますけれども、特に保険料の関係においては分納でありますとか払える保険税ということ、いろいろ分納とかそういう部分もたくさんあるわけですが、こういう年金からの特別徴収になるということ、一方的な徴収になっていくのではないかという、そういう不安もこういう取り方になりますと、あるのではないかというふうに思っております、運協の中でも言わせてもらうてたんですけど、本人のやっぱりそういう確認もする中で、こういうことは実施をしていくことが大切であるというふうに思っております。そうした点で分納とか、今いろいろ相談に応じて払っておられる、そういう対象者の方への配慮というのはどういうふうにされていくのか、1点お聞きしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） 一方的な徴収ということになるのではないかとということでございますが、確かに、特別徴収でございますので天引きをされるということでございます。

特別徴収の目的といたしましては申しあげるまでもなく、被保険者の納付の利便の確保ということでございますし、また、あわせて収納の確保、それから徴収事務の効率化を図るといことでございまして、これは法律で特別徴収をするということが決められておりますので、これにつきましては町におきまして、それに従って事務を進めるということしかないと思っております。

それから、分納等に関しましての対象者への配慮ということでございますが、分納等と申しますのはやはり通常の、これまででしたら国保税が払えない方について短期証等を発行した中で、これまでの滞納分についてどのように解消していただくかという、その中の一つの方策として分納ということをやっておるわけですし、ですから、今回天引きする部分について分納ということは通常は考えられないというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 僕は東さんとはちょっと考え方が全く正反対な考え方なんやけどね。どのような徴収になろうと、やっぱり保険料というものは払わなければ、もう国民の義務として払うべきものであるということで、例えば、天引きの場合やったら、ある程度の年金収入のある人は全部年金から徴収されるということで平等にかえってなるというふうに思うんですけどね。それで、その後、個人的に支払いをする人は、いろんな事情があって年金も一定額ないというような方で、このところでいろいろ減免とか何とかということが考えられていくべきものであって、ある程度の収入がある人はやっぱり平等に払うべきものは払わなければならない。いろんな理由をつけをしてできるだけ払いたくないという気持ちは、それはわかるんやけれど、やはりそれが崩れるともうこの保険制度そのものが崩れていくことになるので、僕はかえってそれの方がいいというふうに思うんですけど、どのようにお考えか、課長のお考えを聞かせていただいたらありがたいなあというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） そういうふうな理解をいただけるばかりであればよろしいんですけども、なかなかどう言ったらいいんでしょうね。やはり制度そのものを維持していく上では、当然支払うべきものは支払っていただかなければ困りますので、そうした中でこういう特別徴収というものが今回導入をされてきておるということで、そういう意味では一方では合理的であるとは存じております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にちょっと伺っておきたいと思うんですけど、制度としてできたという前提に立てば、今の議論になっとるんかもしれませんが、そもそもその年金というものが本来、いわゆる担保にしたりそういうものではなしに、いわゆる職場退職して、いわゆる生活を支える一つとしてできた制度で、本来は、基本は生活に言うたらそれが一番供するというのは年金の制度の本来の趣旨やと思うんですね。それが介護保険から天引きをされるということになって、今回また新たに国民保険についても年金から天引きということにな

るわけですね。だから、そのものが先に必要経費として引かれてもらって、受け取る残りで生活をせえと、こういうことやと思うんですけども、そういう面から言うと本来の年金の目的や考え方からすると、私、大きく逸脱、趣旨からしてきとるのやないかと思うんですね。

だから、やっぱりそういうことからしっかり考えていくということが大事なので、保険料や介護も先取っておいて、それで生活できなんだら、いわゆるもう本人のことだと、そういうようなことの考え方に立ってきとると。まさしく、いわゆる持つ者と持たざる者の差がね、どんどん広がっていくと、こういうことなので、前に座っておる方々は公務員として一定年金も保障されておるわけで、本当に国民年金がそういう方からすると、本当に少ない年金の中で引かれるわけですから、本当に生活そのものは大変やということもあると思うんですけども、そういうことに対して町長としての見解はどうなのか、1点伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） これは、いかにそれぞれ一人ひとりの国民がその安心・安全な生活を送れるかという中で、各般にわたる制度の中で、やはり高齢者の皆さんにも一定のご負担をいただかなければ制度そのものがもたないということからこういう考え方がまとまったんだろうというふうに思います。おっしゃるように、その年金というそのものの考え方等は、やっぱりその生活をしていく中に自らの健康管理も当然含まれているんだろうというふうに思いますし、そうした意味では生活の一部ではないかというふうに思っています。お互いがだれかを支え合うという意味では、こうした制度もお互いに理解をしながら守っていくことも必要ではないかというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 伴田課長の答弁もありましたが、中身的には、これまで滞納をされている方なんかにつきましては一方的なその特別徴収じゃなくて、普通徴収で対応していくというふうなそういう中身、徴収の仕方にも運協の説明ではなっていたと思うんですが、年金の今の話もありましたし、生活というのが一番になりますので、そういうところからやはりこれまで同様に、いろんな相談に応じながらその保険税の額も決めてもらって、町の本当に暮らしを支える立場で仕事をしていただくようにするべきではないかなというふうに思っております。これは意見になるかもわかりませんが、そういう立場をちょっと言わせていただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

2番、坂本君。

- 2番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

平成20年4月から実施とされる後期高齢者医療制度により、高齢者の皆さんを75歳以上後期、65歳から74歳までを前期高齢者と区別をし、保険料を徴収することとされました。今回提案をされております国保税の一部改正する条例案は後期高齢者の導入に便乗し、65歳から74歳までの前期高齢者に係る国保税の改正であります。国民健康保険税はこれまで普通徴収であったものを、年金額年18万円以上の方は特別徴収として介護保険と同様、年金から天引きされることとなります。介護保険料と合わせ年金額の2分の1以上となる場合は天引きではなく普通徴収となりますが、こうした高齢者に的を絞った制度は中止すべきであります。

来年から実施予定されようとして1年延期をされましたが、70歳から74歳の窓口負担が1割から2割に引き上げられます。また、長期療養の人が入院をする療養病床を23万床削減し、病院から追い出しを進める改悪も本格化いたします。だれもが年をとってまいります。安心して老後を過ごせる医療制度にすべきであること、後期高齢者医療制度の実施の凍結と中止を国に求めるべきであることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

- 議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

- 議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について》

- 議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております条例案の内容というのは、これまで公共枡があるけれども宅内の水洗化がされていない、そういう家庭において、維持費として使用料の半額を徴収するというので、これ、旧丹波町地域でやられておる制度でございましたけれども、これ、今回見直しをすることで提案をされたわけでございますけれども、これまで町長の考え方というのは当然そういう方も含めて維持するのが当然だと、こういう見解であったわけですが、今回の提案というのはそういうことを改めて、やはり見直しが必要だと、こういう考え方なのかどうか改めて伺っておきたいというのと、それから、今後やっぱり高齢化が進む中で、空き家というものもどうかするということが考えられるんですが、やはりそういう場合に水道と同じように、閉栓とか開栓とかというのができるようにして便宜を図っていくというのも、これは必要かと思うんですけども、その辺の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 未使用の考え方でございますが、これは、これまでも申し上げさせていただきましたように、それぞれが加入をされるときに一定管理のこともご理解をいただいて、今日まではその半額をご負担をいただいていたということですが、合併によりましてさまざまな考え方もありまして、町内すべて同じ考え方で今推移をしていないということもありますし、もともとの思いが違っているということもあります。そうした中で、やはりせっかくそれぞれの皆さん方の思いで構築してきたものでありますので、やはり一人でも漏れることなく加入をいただいて、その施設が十分な機能を果たし、そしてまた管理も十分やっていけるというのが一番いいわけでございます。現状を見ましたときに、まずは町内一つの考え方でいくというためには、この未使用の部分については一たんこれでとどめて、やはりこれからそれぞれの皆さん方の状況も十分把握しながら、でき得る限り接続をいただくように進めてまいりたいという思いでございます。少し一般質問の中でも触れさせていただきましたように、今後それらの改修の費用も要るわけでございますので、一定そうした部分に対する利子補給と申しますか、そうしたものは考えられないか、今研究をいたしておるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、空き家等の対策等については十分今後検討をしながら、方向も出していきたいなあというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっともう一点あわせてお尋ねしておきたいと思うんですが、供用開始をしてもらうように、いろんな対策の一つとして利子補給等も考えていきたいという

説明であったわけですが、現在、京丹波町、旧町から引き継いで、特定環境や農業集落排水や合併槽という三つの制度をずっと町内全域普及で進んでるんですが、例えば特定環境の区域の中に、例えば支所でしたら合併槽が座っておると、一定の会社、営業をされるころも合併槽やと。これは施設ができる以前からあったということもあろうかと思いたすけれども、そういう点からいくと本来は、新たに特定環境の区域で合併槽は、これは認められないということになつとるわけでありまから、本来はそういう方々もつないでいただくという、そういう働きかけやとか取り組みも片方では必要やということも考えるわけですが、その辺は把握をされて、そういう取り組みも考えていくと、考えるべきではないかと思いたすけれども、その辺の考え方を1点あわせて伺っておきたいと思いたす。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 議員ご指摘のように、特定環境保全の公共下水道あるいは農業集落排水等の事業がございまして、既に現況としては計画の中で実施をしておりますけれども、今ご指摘のように計画当初からございました事業所につきましても、ご指摘のように浄化槽を設置をされておられる事業所もございまして、現状といたしまして、そういった事業所からの接続の相談も受けておるところでございまして、当然考え方といたしましては、区域内であるものにつきましては接続を基本に考えておりまして、今後も指導なり相談をさせていただきたいというふうに考えておりますし、新たな参入の部分につきましては計画処理能力をオーバーしますものがございまして、そうしたものにつきましては個々に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今、丹波地区では公共枴を設置している家庭から、宅内とつないでいなくても供用開始後3年を経過すれば維持費として使用料の半額を徴収をしております。これを来年4月から廃止にしようとするものであります。

日本共産党は旧町の時代から一環をして、この水洗化工事ができていない家庭から維持費の徴収することをやめるべきだということを求めてきました。また、合併後もこの議会の中で再三見直しを求めてきたわけでございます。

今回の条例案の改正は、維持費の徴収をやめるというものでありますから当然と考えております。高齢化が進む中で空き家も増えていく、当然予想もできるわけでありますから、住民の立場で二度と維持費の徴収はすべきではありませんし、水道と同じように閉栓、開栓なども取り入れて、そうした取り組みを進めていくべきだという点も申し上げて、賛成討論いたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時50分

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第16、議案第93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、議案第93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 歳出にかかわってちょっとお尋ねを何点かしておきたいと思うんですが、一つは13ページでございます。一般管理費の負担金補助及び交付金の中の退職手当組合負担金というのが20万2,000円あるんですが、これは職員なり理事者の退職手当ということになっておるんですが、この負担割合というのはどうなっておるのか。退職ですので、いわゆる本人負担なしということで町負担全額やと思うんですけども、その割合。

それから、大きな市なんかになりますと、市独自でそういう組合をつくっておるところもあるんですが、京丹波町の場合には旧町からの引き継ぎもあると思うんですけども、具体的には幾つの町村で組合を組織を現時点でされておるのかということ。わかっておれば、その組合加盟の人数についてちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、同じく企画費の中の負担金補助及び交付金の中の全国水源の里連絡協議会費ということで1万円上がっておるんですが、これは新聞報道もされて、全国大会もされたやに

報道も見たわけでございますけれども、このいわゆる会の目的ですね。綾部が一番これ呼びかけたという、綾部市ですか、あったようでございますけれども、いわゆる限界集落の問題も含めて、そういう全国的な取り組みということやと思うんですけれども、具体的なこの会の目的というのは何を指してやろうということなのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

とりあえず2点お尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず、負担率の関係でございますが、一般職の職員につきましては給料月額1,000分の160でございますし、特別職については1,000分の420の率に基づいて負担金を負担しているところでございます。

それから、退職手当組合の構成市町村の関係でございますが、町村については、すべてこの退職手当組合に加入をいたしておるところでございます。

それからその対象の人数でございますが、これはちょっと押さえておりませんがすべて職員は対象になるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 山田議員さんからお尋ねでございますが、この水源の里の関係でございますが、このいわゆる人口減少、高齢化によりまして存続が不可能になるというふうに予測されるところが今後、全国各地に拡大し続けるということが予想されているところでございまして、この総会の中でも確認されておりましたが、今までこうして水源の里ということで維持をしてきたことに誇りを持ちながら、今後この水源の里の活性化に向けまして、さまざまな取り組みを推進していくというようなことでございます。当然その中には住民とそれから市町村等の強力なパートナーシップによりまして、地域の集落再生というようなことと等も取り組みを行うというようなことを目的をされて、この水源の里の協議会の方が設立されたということでございます。

○議長（岡本 勇君） 13番、吉田君。

○13番（吉田 忍君） 22ページの畜産業費ということで、いわゆるストックヤードの関係で302万円ほど減額されております。これに関連してですけれども、先般、農業公社の方で堆肥の散布機を購入されたということで、本来その環境条例も含めて糞尿処理については、やっぱりその処理について事業者が責任を負うという形になっるとのやけれども、どうも今までの流れを見とると本来酪農家がすべきことをいつまでも行政と一緒にやってこの処理をしなければならないと、こういう現実なんですけど、その辺のことを行政とし

てどういうふうに認識されているのか。そして、その散布機、本来やっぱり堆肥の処理を含めて、酪農家もやっぱり負担を負うべきではないかというふうに考えますが、この2点について、まず質問したいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） たびたびご指摘を受けるわけですが、事業者の責任ということで環境保全をきちっとやれということでたびたび指導しているわけですが。しかし、そうした中でも道路を保全するとか、あるいは野積みも出てきているという状況につきましても、再度指導をしていきたいというふうに思っております。

ただ、今回のマニアスプレッタ等の導入につきましては、農業公社の方で事業主体ということで購入したわけですが、応分の負担ということにつきましても今後はそういう形で進めていきまして、ご指摘のとおり事業者のいわゆる責任のもとで完璧な管理をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 13番、吉田君。

○13番（吉田 忍君） ちょっと今朝ほど時間があつたもので、堆肥センターをちょっと見てきたんですけども、どうも今の処理機が十分稼働されずに半分しか処理されていなくて、いまだに処理されない分は畑に野積みされているという状況なんです。せっかく膨大な税金を投入して機械を入れたわ、まだいまだに処理せんと野積みが続いておると。果たしてこんなことが許されるのかどうか。

それとひどいことその前の町道ですけども、もう舗装の部分が見えんほど真っ黒けになってしまつても、もうこんなことではお正月も迎えられへんし、一回きちっと酪農家のもとで、きっちり一回堆肥センターを整理していただきたいと思うのやけどその2点についてお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 委員会的时候にもそういうご指摘とご指導を賜りまして、先日ですか、ユーキの者ばかりを集めまして、今後の方針等も確認をしたわけですが。その中でやはり水分量の多い堆肥を投入するという事で、なかなか思ったような稼働もできないし、南部につきましては一定当初の計画と申しますか、コンセプトどおりに整備をいたしましたし、北部につきましても一定そういう方向で施設の整備はしていきたいというふうに思っておりますが、ご指摘のとおり、そういう自意識と申しますか事業者としての自意識も高める必要があるかというふうに思っております。

それと、これは理由にはならないのでございますが、やはりランニングコストと申しますか灯油の値段が相当倍以上上がっておりますので、そういう部分も少し影響しているというふうに思っています。これは理由にはならぬのですけれども、そういうことも現状でございます。

それから、町道等の非常に汚染と申しますか、汚れているのは私も確認しておりますし、その分につきましても先般注意をいたしました。そういうことで今後も続けて、そういうことで指導していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 13番、吉田君。

○13番（吉田 忍君） こないだ堆肥の単価が出とったんですけれども1万2,800円ですか、それが8,800円になって、そのうち町が4,400円負担しとるのやということなんですけれども、隣の牧場では大口農家がトラックで取りに行ったら無料やと。一方ではお金を出さんなんと。それでなくても堆肥の処理ができひんのに、なぜお金を出して、いわゆる農家が。時代も変わりました、これだけもう米価が下がってしまったら、本当にお金を出してまで果たして、どれほどの人が堆肥を散布してくれはるのやろということを考えると、もう少し、まずはその堆肥を処理するということが一番大事やさかいに、その辺の考え方はもう少し聞かせていただきたいなと思うんですけどね。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） おっしゃるとおり、隣の牧場につきましては無料で散布しているということでございます。ただ、事業にかかりましたいわゆる自己負担分を回収するということが当然料金を取っているということでございます。ただ、そういう米価等、いわゆる耕種農家の農業経営等の関係もございまして、そのあたりにつきましては一定検討してまいりたいというふうに思っておりますし、そのあたりのことはユーキ自体の問題でございまして、一度そういうことで話を聞きたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 16ページです。徴税費のところでは賦課徴収事業ということで、委員会でもちょっとお聞きしていたわけですが、賦課があつて徴収をしていくということで、その賦課の分についてお聞きしたいんですけれども、住民税とか所得税申告するときのその控除について、身体障害者の認定証明書のことをお聞きしていたんですが、先日の広報に、そういう控除の方法がありますよということで載せていただいております、それを見て該当する方は申請をされるということになるわけですが、実績を聞いていました

ら、なかなか皆さんそういう申請する状況にはなっていないということでもあります。

税金をきっちり納めていただくということと同時に、そういう権利としてある部分についても住民はそういう情報をよく知って、それを利用していくということが大切であるわけですが、よその町におきましては南丹市でありますとか亀岡でありますとか、そういうところでは介護保険の認定証明書を通知するときに、一緒にその申請書みたいなのをに入れて送っているということでもありますし、京丹後におきましてはその該当者に、もうあなたは該当しますという方に、そういうものを送っているということもあるわけですが、本町では広報だけの、そういうお知らせになっているのか、そういう点をお聞きしたい。

それから教育費の、これも常任委員会で聞いていたわけですが、蒲生野中学校でありますとか瑞穂中学校の体育館、蒲生野中学におきましては、かねてからのトイレの改修の問題であるわけですが、瑞穂中学におきましては長期的な観点で改修を計画しているということでありましたし、蒲生野中学校におきましてはいろいろ調査も、大雨のとき使用できなかったということで調査もしたということで、対処もされていくというふうな方向もお聞きしたわけですが、やはりそういうところにつきましては、教育、子供たちの1日の3分の1を過ごすところでもあります。3分の1もならないかもわかりませんが、多くの時間を過ごすところでもありますので、きちんと早く早期に整備するべき、優先して整備するべきだと思っております。蒲生野中のそのトイレにつきましては、このまま置いておいても、またそういう使用禁止みたいなことにならないのか。

以上2点についてお聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 先般の委員会でもお答えをさせていただきましたが、来る来年の1月もしくは2月の広報誌に昨年同様、掲載をさせていただきたいというふうに思っていますのと、それから申告期に入りましては本人さんからの申し出等もございましてその確認、当然保健福祉課からいただいた台帳等によりまして確認をし、反映をさせているというようなことにしておりますので、基本的には本人さんからの申請ということが第一条件になろうかというふうに思いますので、その辺も十分申告期には注意しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 中学校のトイレの問題でございしますが、議員おっしゃるとおり、蒲生野中学校のトイレにつきましては相当の大雨時に汚水が若干逆流するということがございました。原因を追求するために今年度、業者によりましてファイバースコープを入れて検

査をいたしましたけれども、根本的な原因がちょっといまだつかめていないという状況でございます。根本的に直すにはやはり配水管を敷設替えをするということしかないのかなというようにして現在検討をしております、次年度以降の大規模になりますので、計画に上げていきたいというふうに考えております。

なお、瑞穂中学校の体育館につきましても中長期的な校舎の改築計画を立てまして、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほど、ちょっと退職組合の関係と水源の里のことをお尋ねしたんです、あわせてちょっともう一遍お尋ねしておきたいんですが、一つは退職組合の関係なんです。これ、町長にひとつ、これはお尋ねしておきたいんですが、退職組合の役員というのは今ありましたように関係する町村でつくっておるわけですから、そこに該当する町長や村長が役員しとるわけですね。だから、今もありましたように、これ、町長の場合でしたら4年ごとに退職金払うということになっとるんですね。だから、職員は何十年ね、定年というのが多いわけですが、まして、その今もありましたように月額の1,000分の420と、非常に高い掛金になっとるわけですが、本来町長というのは公選で自ら立候補されてするんですから、やはりこういうものはこういう財政難のときに本来なら退職金というのは必要ないと、これぐらい英断をもって退職組合でやっていただくということも私は必要やないかと思うんです。全国的に退職金の返上とかね、退職金を減らすとか、そういうのがありますけれども、ひとつその辺のちょっと町長の見解をお尋ねしておきたい。これは自らが提案して自らが決めたら、もう済むことですね。何にも抵抗がないというように思いますので、その点どうだと。やっぱり見直しというのが必要やというように思うんですね。

合併のときにいろいろ問題になりました。4年任期で、2年で終わっても4年分払うと。これ、全国的にもいろいろ問題になって、結局そういう見直しがされましたけれども、そういう特例なんかも自分たちでつくって、自分たちで執行しとったということでありますので、ひとつその点、提案をされる意思があるのかどうかね。お尋ねしておきたい。

それから、水源の里のことなんですが、1万円の会費ですのでどういうことができるかという問題もあるんですが、割合これまでのいろんなそういう連絡会みたいなものは年1回総会をして、会の広報紙を送るというのが非常に多かったと思うんですが、できた経過から言っても本当に集落の存亡という、そういう意味から、そこに該当する幅広く取り組んでいこうということやと思うので、地域の集落の再生が目的だということやったんですが、京丹波としては、この会に入ってどういう面から生かしていくかということですね。また、

情報はもう当然していかなとあかんわけですけれども、ちょっとその辺の考え方はどうなのか、伺っておきたいというように思います。

それから、先ほど東議員の方から質問がありました、いわゆる申請主義やという課長の答弁やったんですが、通知を京丹後市なんかは一緒に該当しますよという文書を入れて送っとるんだという報道もされとったんですけれども、何もそれ、金がかからへんと思うんですね。通知と一緒にそういう該当するという、そういう住民に親切なやっぱり対応というのが大事やと思うんですけれども、ちょっと改めてそういう考えをお尋ねしておきたいと。その対象になるかどうかというのを調べんなんという手間はありますけれども、しかし、やっぱりそういう面では、住民にそういう対象となりますよという連絡をすると。それに基づいて申請するかどうかは、それはもちろん本人のことでございますので、ちょっとその辺のもう一度見解を伺っておきたいというふうに思います。

それから、ページ数で言いますと18ページの会場設営の委託料というのがございまして、144万8,000円の減になっとるんですが、慰霊祭の関係やというのはちょっと聞いたんですけれども、当初の見積もりと見込みと大幅減になっとると思うんですけれども、入札をしたというような説明もあったようでございますけれども、当初の見積もりというのはどういう基準でされておったのか、その点伺っておきたいというように思います。

それから、25ページの観光費の謝礼等というのが10万円あるんですが、具体的にはこれ、どういう、観光一般経費ということになっとるので、ちょっとどういう謝礼かお尋ねをしておきたいと思います。

それから、28ページの防災センターの改修補助金の減額が100万円あるんですけれども、当初見込みと大幅減になっとるんですけれども、原因というのは何かやめたということなのか、安くついたということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから30ページの関係で、教育振興費の関係でお尋ねしておきたいんですが、読書の活動指導報酬減なり、また、図書購入というのが、また、教材備品の減というのがあるんですが、非常に学校等ではそういう備品のいわゆるものについて相当、使用の問題についても厳しく指導をされておるようでございますけれども、十分教育の分野ですので減額、当初の見込みと違うというのは何かそういう原因があったのかどうかということと、図書の購入については当然、一定の見積もりでやっておるということなんですけれども何か3万7,000円ですけれども、図書購入の関係では当初の予定の購入内容が変わったということなのかどうか、お尋ねをしておきたいというように思います。

それから、先ほど体育館のことがあったんですが、学校はいろんな災害の避難場所になっ

ておるんですけれども、そういう危険やということになったら避難場所の指定から外すということもあり得るんですけれども、その辺の関係はそれは学校になるのか、総務課になるのかわかりませんが、あわせてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 理事者の退職金の見直しを考える気はないかということでございますが、それぞれ加入しております中での十分議論をされつつ現在に至っておるというふうに思っておりますし、今は市町村会の中で汐見町村会長が退手組合の理事長をされておるわけでございますが、これはやっぱりいろんな背景の中で出てくるんでしょうし、必要に応じて改正もされてくるだろうというふうに思っています。現状で今すぐさま見直しをという私自身は考えを持っておりません。

それから、水源の里をどう生かしていくかということでございますが、本当にこれは産声を上げたばかりでございますし、146でしたか自治体が加入をして、まさしく限界集落という表現はいかにも寂し過ぎる、言われることに幾らかの抵抗があると。そうではなしにやっぱり本当にややもすると少子高齢化という大きな波の中でのまれていく部分もあるのではという危機感は持ちつつ、やっぱりそこをどう守っていくのかと。そしてまた、そこが果たしている役割というものをどう全国にアピールできるのかという部分では個々があるいはまた集落ごとの声ではなかなか届いていかないという部分もあると思いますし、私どもも積極的に参加をしながら、やっぱりこのことが国としてどうとらえていくかということについては、大きな役割をこれから果たせるのではないかというふうに思っていますし、積極的に参加をしながら情報交換でございますとか、自らがどう生き抜くかということもこの中で十分議論ができるのではないかというふうに思います。

決してその要求型ばかりではなしに、お互いの情報交換も含まれておるというふうに思っていますので、そうした意味ではこれからのそれこそ住民自治組織によるまちづくりも含めて、全国でアピールができれば、そしてまた、そのことに対して国がどう政策として打ち出してくるのか、この辺も非常にこれから、この全国組織となりました部分が役割として果たしていけるものだというふうに思っていますし、本町としてもそれを生かしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 年が明けますと申告期に入るわけですが、平成19年分の通知については実施できるかどうかについては、ちょっと内部で検討させていただきたいなというふうに思います。なお、申告期には補完的ではございますが、先ほど言いましたよう

に本人申請が基本ということになりますけれども、私どもが把握している範囲の中で台帳での確認後、職員に徹底をさせていただいて、それが反映できるようなことにしていきたいなというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 18ページの戦没者追悼式の会場設営の委託料の関係についてですけれども、当初は丹波自然運動公園の体育館で見積もりをさせていただきました。そうしますと体育館の方では放送設備もなく、照明施設もないということで、非常に経費が高かついたということで遺族会の役員さんにご理解をいただいて、和知のふれあいセンターでやらせていただいたということで、この経費及び施設の使用料が無料になったということで減額をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 商工費の観光費の中の謝礼でございますが、これは京丹波町合併いたしまして観光資源いろいろありますので、それを被写体といたします写真コンクールを実施したいというふうに思っておりますので、それに関します審査員とか審査長への謝礼ということでございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 28ページの消防施設費の負担金補助及び交付金の減額でございますが、これにつきましては当初予算で例年ベースの実績を踏まえて計上させていただいておりましたが、今年度については、そういった改修が伴わない見込みとなりましたので減額をさせていただくものでございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 30ページの教育費関係でございますが、まず、読書指導報償でございます。本年度、国語力の向上ということで小学校の読書指導員を配置をするということで計画をしておりますが、一部の学校でなかなか、そのお世話になる方が見つからないということで少しスタートが遅れた関係で、その経費が残が出てきたということで減額をさせていただきました。現在は8小学校とも読書指導員さんを配置をして、子供たちの読書の推進とそして国語力の向上を目指しているところでございます。

それから教材費の残でございますが、これは見積もりをいろんな多くの業者からとりまして、その中で最も安いものを選んだということから、当初から比べますと安い価格で購入できるものができたということで、購入残でございます。計画どおり備品はすべて購入しております。

それから図書の関係でございますが、これについては一部予定をしておりました本がなかったりということで、少し残が出てきておりましたのを各小学校分集めますと、これだけになってしまったという結果でございます。

それから、体育館等の危険箇所の問題でございますけれども、これは防災の方にも絡んでくるわけでございますけれども、私どもといたしましては、できるだけ安全確保に努めてということを進めておりますが、一部、新しい耐震基準に適合していない校舎もあることも事実でございます。これにつきましては避難場所の安全確保ということで校舎外に避難するということも含めて、現時点でできる最大の体制をとっていきたいというふうに考えておりますが、現在進めています耐震化工事も含めて、中長期的にそういう体制を進めていきたいと、安全確保の施設づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 一つ常任委員会でお聞きした退手組合の関係で、その町長の退職金を調べておいてくださいということではお聞きしておりましたが、調べていただけたかどうか。

それと、ページ8ページの農地・水・環境保全向上対策事業補助金、これ、全額マイナスになっておりますが、これはどういう事業をしようとした補助金だったのか。

それと、ページ24ページの緑の公共事業の補助金の2,572万5,000円ですけれども、府の割り当てが削られたということでありましたが、この採択基準というか、できている部分もあるわけでありまして、どういう点で、ただ予算がないからなのか、採択のその基準に合っていなかったのか、その点についてお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 町長の退職金でございますが、試算値は1,431万円、4年任期満了という計算でのお答えでございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 農地・水・環境保全向上対策ですが、当初は中山間地域直接支払交付金の該当外の集落で取り組むということをお願いしていましたがその後政府も内容をいろいろ検討されまして、町全体で取り組むということで今42協定を結んでおります。その交付金額が3,476万9,000円ということになっております。

当初予算の段階では、町ですべて国とか府からその交付金がかかるということを聞いていたんですが、途中でそのシステムが変わりまして、京都府の農地・水・環境保全向上対策協議会へすべて交付金が交付され、そこから各集落と申しますか協定の集落へ交付されるということで、その辺の金額の精査をいたしまして、この減額になったということでございます。

それから、緑公共の関係でございますが、これにつきましては間伐と間伐の搬出という事業でございます。当初予算の段階で総額6,515万という金額で京都府の方へ申請をいたしまして町の予算にも計上をさせてもらったんですが、6月29日の段階で京都府の説明会がございまして、府といたしましてはその予算化ができなかったということでございまして、大体総額の30%を各市町村部分について補助金を充当するというので8月2日に内示をいただきまして、8月31日に交付決定をしております。そういうことから制度的とかそういうことには何も問題はなかったんですが、京都府の予算がなかったということで、非常にこういう多額な金額の減額をしたということにつきましては申しわけなく思っておりますが、これにつきましては京都府の方にも強く要望をしておきましたのでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） 私もちっと教育関係でお伺いします。先ほど次長の答弁もありました図書の関係であります。小学校にしる、中学校にしる、それぞれ図書の数とか本の規定とか、そんなものがあるのでしょうか。小学校では何千冊とかね。そういう決まりというものがあって、その中に本町は、ちゃんとそれに達しているのかいうのをちっとお伺いしたい。

それと幼稚園費の負担金補助金で通園バスの補助金が5万4,000円上がっておりますが、何人ほど増えたというのか、その増えた理由をお伺いしたい。

36ページの給食費の中で人件費、臨時雇用賃金が135万3,000円ほど上がっておりますが、どこの小学校の関係で臨時雇用されたのかその点をお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 図書関係でございますけれども、国の一定の基準がございまして。今ちょっと手元にその資料は持ち合わせていないわけでございますけれども、充足率というふうな表現をしているというふうに記憶しておりますが、それについては若干、本町の充足率というのは基準より低いということになっております。ただ、充足率に達している学校についても古い本がたくさんあったりして、それをカウントしているところもございまして、現在進めております読書指導員による図書の整理等も含めて、読みやすいあるいは破れとかそういう破損のないきれいな本の整理を進めていきたいというふうに考えております。充足率に達していないところについては年次計画をもって、充足率に達するように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、幼稚園の人数でございますが、ちょっと調べるのに時間をいただきたいというふうに思います。

それから、36ページの賃金でございますが、これは丹波の給食センターの臨時賃金でございます。今年1名の正職員が和知の給食センターの方へ異動しましたので、その不足分を臨時の調理の方で補っているという状況で、その方の分の賃金というふうにご理解いただきたいとします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 15ページでお尋ねしておきたいと思うんですが、ホームページ運用管理事業の関係で京丹波町のホームページをケーブルテレビの方でというように説明があったというふうに聞いたんですが、これは運用管理事業ということで300万なんですが、これ、毎年そういう形で管理事業ということですので、いわゆるCATVの方へ予算をしていくということなのかこれが1回だけなのか。ホームページの管理をするということですので月25万から30万近くの金が必要ということになるんですが、その辺は職員がやるということにすればそれだけの費用が必要なのかどうか。ちょっとどういうことなのか。今までは丹波の情報センターからということとは聞いたと思うんですが、それをケーブルテレビの方へ持ってくるということやと思うんですが、この事務所へ。その管理の考え方にお尋ねしておきたいと。

それからあわせて、24ページに委託料の情報施設の管理委託料で気象情報の委託料というのがあって、気象ロボットの再点検を5年ごとにするということになっておるということで146万3,000円上がっておるんですが、この点検というのはこれほどそのお金が必要なものなのか。ちょっと具体的にどういうものなのかお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、先ほど、堆肥センターの関係出とったんですけれども、これ、いろいろその時期時期に出される問題で、酪農家のいわゆる処理の問題等もいろいろ施設の問題も出るんですが、なかなか根本的な解決につながってへんと。いわゆる施設そのものに大きさがどうやとか容量がどうやということにもなるんですが、要するにその堆肥で今も水田にまく場合のこともあったんですが、もっとその堆肥そのものを生かしていくというそういう立場で、そういう堆肥の処理の方法とか、どのように農業振興の中で使っていくとか、そういうちょっと考え方から出発せんと、施設をどうするのやと、ほなもっと大きせんとあかんのやとか直さんとあかんというところばっかしに止まっておるというふうに思うんですが、やっぱり根本的な考え方の中でほなら施設をどうするかというように考えていかんとやっぱり解決につながっていかへんのやないかと

いうふうに思うんですけど、その辺のちょっと町長の考え方をあわせて伺っておきたいと思っています。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 堆肥センターの根本的な解決策でございますが、これは先ほど吉田議員からもご指摘がございましたように、事業主が自らの責任を持って処理をすべしということが16年のその法整備で明確になったところでございますし、基本はそこにあるかというふうに思っています。

それで、これまでの経過から言いますと、やっぱり毎日のことなのでいかに処理をしてもそれが出でいかないと堆積をされていく。その一番の要因は何であったかということになってくると、やっぱり完熟堆肥が求められているのではないかと。そのためにどういう施設が必要なのかというところから今回の発酵型の施設になったということだろうというふうに思います。しかし、いろんな不備も指摘されておりますように、この辺をどう改善をしていくかというのは当然のことながらやっていかなければならんというふうに思いますけれども、しかし、やっぱり管理をいただいております丹波ユーキ、ここが本当にしっかりとした管理をしていかないと幾ら立派なものを持っていてもそこにその気がなければどうにもならんわけでございますし、それは自らのこれからの事業展開を難しくしていくことにつながるというふうに思っていますし、もう少し自覚をしていただけてやっていただくことが必要ではないかというふうに思っています。

根本的な解決策というのは今申し上げましたようなストーリーで来ていると思いますし、そうした中で本来求めてきたものをしっかりやり遂げるというところに光は見えてくるものだというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 山田議員さんからのお尋ねの最初に15ページのホームページの運用の関係でございますが、今回は議員さんも先ほどのご質問にもございましたように、行政系のものを丹波の情報センターから瑞穂の情報センターの方に移させていただくということでございまして、ホームページに関しまして、町のホームページのメンテナンスのページをすべてつくりかえという形で向こうでなりますので、それにいわゆる委嘱ということになりますので、それに要する費用ということで今回この部分を計上させていただいたところでございます。

それから24ページでございますが、気象情報の関係でございますけれども、こちらにつきましては須知の東部の観測局というのがございまして、特にその中で風速計、それから日

射計と雨量計につきましては、気象機器の検定規則第15条というのがございまして、その中で5年ごとにこの検定を受けなければならないということになっております。その今の機器を取り外していただきまして検定作業を行っていくと当然費用もかかるわけですが、持ち帰り検定をするのに3カ月間日数が必要になるということでございまして、その間の観測ができないというようなことで、その間に代替機をかわりに設置しなければならない。また古いのをつけなければならない。その費用も検定作業を行います費用が大方130万ほどかかるということでございますので、それならば検定済みの新センサーをそこで交換としてつけさせていただく方が得策ということで、こちらの方を選定させていただきまして今回再検定ということで上げさせていただいているということです。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） これは税務課長にちょっとお伺いしておきたいんですが、大層なことではないんですが、16ページの下段の方にある委託料の登記業務委託料なんですが、これはどういうふうな担保の設定であるとか、競売開始の決定であるとか、どういうことなんでしょうか。何件ぐらいか、それもあわせてお答えください。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） お尋ねの16ページの委託料49万5,000円、今回お世話になりたいということで計上させていただきました。これ、今、議員さんおっしゃいましたように差し押さえ物件の競売に付す物件について、境界がはっきりしておりません。これについて境界の確定測量をしたいということでございます。この費用を今回計上させていただいたところでございます。面積的に2,000平米ぐらいあるんですかね。かなり広いということでちょっと高額になりましたけれども今回計上をさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

議案第93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、1時ジャストからといたします。

長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 先ほどの坂本議員さんのご質問で十分お答えできていなかった分をさせていただきたいと思います。

まず、図書の関係でございますが、国の方で定めております基準がございます、それによりますと本町の小学校の場合、一番児童数の多い丹波ひかりで8,700冊ほど、それから、一番少ない質美小学校で4,500冊の基準があります。この計算式はちょっと複雑ですので申し上げられませんが、そういうものがございまして現在その充足率でございますが、100%を超えていますのが3校、それから90台、80台の充足率を示しているところが4校、そして残りはその以下のところが1校という状況でございます。中学校においては充足率80%、70%台が2校、残りが55%というところが1校という状況でございます。

ただ、数字でございますけれどもすべての冊数を計算しておりますので、その中身、例えば古いとか読みにくいかいいうものは、もう換算されておられませんので、今整理をしている学校もありますので、その辺はしんしゃくしていただいたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、幼稚園のバスの利用者の関係でございますけれども、幼稚園の持っておりますマイクロバスで通園していますものが28名、それから、町営バスを利用して通園しておりますのが16名ということで、当初から若干増減がございまして、精査いたしまして歳入の減額とさせていただいているところでございます。

以上です。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第17、議案第94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、議案第94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねをしておきたいと思うんですけども、医療費がそれぞれ増えておるわけでございますけれども、主な要因としては何が考えられるのか。特に風邪とかそういうものが非常に増えるといいますか、はやって、医療給付の部分が増えたということなのか。その辺の担当課としての分析といいますか、されておるのかどうか。特に、退職被保険者の関係では9,400万円という多額の増加になっておるので、ちょっとその辺1点お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） かなり医療費がそれぞれ増えておるわけでございますが、この分析というのはなかなか詳しくできておりませんが、非常に不適切な答弁になるかもしれませんが、そもそものこの予算の立て方自体が一定の過去の医療費をもとにいたしまして決定をしておるということでございますので、直近の数字に合わせていないといいますか、過去の平均によって予算立てをしておる関係で最近、特に医療費が伸びてきておるというのが一番大きな要因かなあというふうに思っております。

退職者につきましては、今おっしゃっていただきましたように被保険者数が伸びておるといふふうなことでございますので、これが一番退職者に関しましては大きな要因かなあというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、課長の方から退職者の関係のいわゆる加入者が増えておるといふことなんですが、当初の見込みと比べて何人ぐらいといいますか当然退職されたらここへ入るといふことになるわけですから、何人ぐらい増えたんだという点を1点お尋ねしておきたいというふうに思います。

それからあわせて、和知診療所の関係もお尋ねしておきたいと思いますが、1点は、歳出の関係で4ページの在宅酸素が機器借上料で減だといふふうにちょっと説明があったと思うんですけども、当初の対象者が減ったということなのか、ちょっとその点、当然該当される方は人数的にもはっきりしとると思うんですけども、当初の見込みと減ってきた要因というのは何なのか、1点お尋ねしておきます。

それから、和知歯科診療所の関係の4ページなんですが、医業費の中の消耗品費というのがあるんですけども、30万の増額になつとるんですけども、具体的にはどういう消耗品の器材とい

うことで増えておるのか。当初との見込みの違いもあったかと思うんですけれども、その辺の要因について、あわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） すいません、退職者の保険者数でございますが、当初予算の数値、今ちょっと手元にございませんで申しわけございませんが、19年度の本算定の数値で申し上げますと、退職者の被保険者数につきましては1,597人ございましたのが現在、11月末でございますけれども1,618人というふうなことで21名、夏場からこちらにかけて増えてきておるとこのような状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました和知診療所の在宅酸素の使用料に関しましては対象者が亡くなられたことによります減とさせていただきます。

歯科診療所の医業費におきます消耗品費及び医薬剤料費の増額補正の分に関しましては、今回、診療報酬では全額は補正しておりませんけれども、その他の診療報酬の自費診療に係る分の報酬が伸びておりまして、それに係ります消耗品と材料費の増額補正をお願いするものでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

議案第94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第95号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第95号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 3ページの保険料ですが普通徴収の分が1,645万6,000円減額となっておりますが、これは本算定によるということでありましたけれどももう少し説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） もう少しとおっしゃられても本算定によるものでしかございません。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 人が減ったのか、どう言うたらええのか、対象者が減ったのか、保険料が低かったのか何か、どういうあれですか。本算定ですので確かな金額にはなっているわけですが、どれどれどういう計算でこういうふうになったのか。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） あくまでも昨年の所得に応じまして計算をされ、所得といいますか年金額も含めてですけれども、それに応じてということです。ただ、人数につきましては確かに65歳以上の人数は増えております。被保険者自体の増加につきましては194名の増加となっております、特別徴収と普通徴収の違いというところではないわけですが、非課税層が589名減りまして課税層が783名増えたということでご理解をください。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 歳出の関係でちょっと1点お尋ねしておきたいと思うんですけれども、地域支援事業の地域住民グループ支援事業委託料というのが8万2,000円減になるとるんですけれども、具体的に対象者が減ったということなのか、回数が減ったということなのか、その辺はどうなのかということと、月、大体どれぐらいの回数でやられておるのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 地域住民グループの支援につきましては社協に委託をしている分でございます、それぞれの地域の中のボランティアグループの活動にお任せしております。月2回のところもあれば一月に1回のところもあるということですし、年間でいきますと6回のところもありますというところで、いろいろな活動をされておりますので、その活動状況に応じて社協の方からは助成をさせていただいておるということでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 公民館なんかを利用してやられている取り組みかと思うんですけれども、後期高齢者の制度、何か今回4月からやられるということも含めて、また、介護保険の関係も含めてですけれども、いわゆるそういう介護保険に適用されないように元気にやっていただくということが非常に大事だと思うんですけれども、非常にそういう近くで集まってちょっと食事をしたり、お互いにおしゃべりをしたりということで元気の秘訣になつとる部分もあると思うんですけれども、そういう関係でいくと、社協に委託をして月1回または2回、半年に1回とかいろいろそういうことの、それぞれの地域の状況ということやと思うんですけれど、今後そういう取り組みが非常に大事になるというふうに思うんですけれども、丹波地域ではおいデイなんかやられておって、参加の人数なんかは増減はあるようなんですけれども、非常にそこへ行くことが楽しみという方もあって、元気の一つになっておる、そういうことも聞くわけでございます。その辺の担当課として把握をして、あくまでもボランティアですので回数を増やしたり何かというのは、これは難しい面もあろうかと思うんですけれど、この辺は例えば周辺地域行くと、もうほとんどが65歳、70歳とこうなると、なかなかこういう取り組みができひんという地域もあろうかと思うんですけれども、その辺、町全体を担当課として見た場合に、やっぱりすべての集落で、地域でそういう取り組みがされていくということは大事だと思うので、どうしてもそういう地域できひんところは行政としてはどういう支援をしていくのかと。社協に委託しているので社協がどうするかということはあるかと思いますが、町としてどうするかというのをやっぱり考えていかんなんのではないかと思うんですけれども、京丹波町全体を手のひらに乗せて、どういうふうにこういう取り組みを進めていくかということになろうと思うんですけれども、その辺の考え方は、今後の考え方としてどういう考え方なのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） ちょっとご説明申し上げますと地域住民グループといいますのはそれぞれの地域でのボランティアさんという形になりますし、先ほどおっしゃいましたおいデイとかという部分につきましては、町が実施を直接法人さんとか社協に委託しているものでございまして、例えば和知方面ですとにこにこクラブというのがございます。その部分につきましては現在2会場で行っておるわけですが、その部分もまだ人数が増えれば増やしていきたいなという思いもありますし、瑞穂地域では、いきいきクラブ、そして丹波地域では、おいデイという形でやらせていただいております。無論、おっしゃるように高

齢者の居場所づくりにつきまして、私どもも力を入れていきたいという思いもございます。

あと、グループ支援につきましては、それぞれの地域でのご事情があろうかというふうに思うわけですが、その地域の高齢化というところで、そのボランティアグループをつくっていただけないところがある部分につきましては、できましたら共同でということもお願いをしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、町の取り組みとして、そのにこにこクラブが和知だったら2会場ですか。それから瑞穂のいきいきクラブやったら、これは何会場、おいデイやったら何会場というのをもう一遍お尋ねしたいというのと、ボランティアグループというのと、これは町が直接やっておるということやったんですけど。だから、京丹波全体を見た場合に、そういう自主的な部分と町が施策としてやるという部分とあると思うんですけども。だから、そういう今不十分なところへは、こういう町の施策が行き届いていくという中で全体でそういう回数が増えたり、それぞれのこういう年寄りが集まる場所をつくっていくというように町の施策と、そして、こういうボランティアグループと両面、別々ということではなしに一緒に考えていくべきじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなのかあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） いきいきクラブにつきましては当初2グループを見込んでおりましたけれども、参加の関係で1グループとなったということで、この臨時雇用賃金を落としております経過もございます。

あと、おっしゃっております例えば丹波ですと、おいデイが発足したということにつきましては、それぞれの地域ボランティアグループさんが育つまでは町でやりましょうということで、このおいデイができたそうでございますが、なかなか育っていないという部分も現状にあります。それと同時に、地域支援の地域グループのつくられていないところで、それぞれのところに参加できない方を今度は町でしようやないかということで、こういった活動をさせていただいておるというふうにご理解をお願いしたいのと、あとは運動機能の充実ということで、運動機能の訓練を丹波、瑞穂、和知それぞれで実施をさせていただいておりますのでご理解ください。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 6ページの施設開放サービス給付費負担金ですが、説明で27名増

ということでありましたが、最終的に特養、老健、療養型それぞれどういう結果になりましたかお聞きをしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 施設数につきましては33施設に入所をされておりまして、特別養護老人ホームにつきましては166人、老人保健施設につきましては60人、介護療養型につきましては25人となっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

議案第95号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第96号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第96号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） 3ページの使用料ですが、3,900万と大きく落ち込んでおります。これはどういう状況でこういうふうになっているのか。

それと、18年度及び19年度もわかりましたらですが、平均の使用水量というのは、この使用料と関連して平均の使用水量というのは1日どういうふうになっているかわかりましたらお願いします。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） まず、1点目の水道の使用料でございますけれども、本年の4月から10月までの動向を分析をいたしております。そうしましたところ、町内全体で有収水

量が前年割れをしておりました。前年割れにつきましては、町全体で約3%の自然減ということになっておりまして、それに加えて企業が集中をしております特に、丹波地区を中心に前年割れが大きいことが判明をいたしております。そこで、丹波地区の中でも対前年比の増減幅が大きいものを抽出をいたしまして調査をいたしましたところ、増えておりますところが10の事業所がございました。ところが、20の企業や事業所で前年を下回っておることが判明をいたしました。原因につきましては、今年の異常気象によりまして節水を呼びかけをさせていただいたことがございますし、原油等々の高騰ということで社会経済の動向が影響をしておるとおわれまして、企業活動の変動といいますか、企業の水需要が変動をしたということございまして、水道の使用も減少が起こったということが直接の原因ではないかというふうに推察をいたしております。これまでの推移と比べましても平成19年度は特異な年であったというふうに推察をいたしているところでございます。

それから、2点目の平均使用水量につきましては、ただいま手元にございませんので申しわけございません。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今の使用料の関係なんですが、原因について担当課としてのつかんでおる状況を説明いただいたんですが、特異な年であったと見るのかどうかということもあるんですけども、原油の高騰というのも今ありました4月から10月までの動向でしたので、この11、12になって大幅に原油というのが上がってきたということもございまして、やはりその原因ですね。やっぱり事業所、今言われたように増えたのが10と、減ったのが20ということですので、やはり訪問なり調査をしてどうであったのかということも確かめておくというのは当然だと思うんですが、そういうことが20年度の収入、使用料を見るのでも、やっぱり一定の確かな確証にもなるわけでございましてその辺の考え方はどうなのか、1点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 水道の使用料につきましては議員ご指摘のように現状がございまして、平成20年の使用料につきましては十分調査をしていただく中で計上をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 3ページの加入金ですが、713万減となっておりますが、当初は

115件ということでありました。加入が減ったということではありますが、これは、今年度は加入とならなかったけれども来年度に回るということになるのか、一定のそういう要望活動もされてきた経緯もあったりするわけではありますが、どういう事情でこういうふうに減った原因というのをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 新規加入の分担金でございますけれども、当初ご指摘のように115件を見込んでおりましたが、現状の見込みといたしましては瑞穂地区で31件、それから丹波地区で30件、計61件が現状でございます。結果的に54件の減になったということが実情でございます。この54件につきましては今調整をさせていただいておる最中でございます。20年度には加入分担金がいただけるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどの事業所の調査の件ですが、当然全体の水道使用料の割合からいうても相当大的なウェートを占めておるわけですので、ぜひその原因調査されて、はっきりすれば議会にまた報告をしていただくという点を要求しておきたいと思っております。

それから分担金の関係なんです。当初の加入の差異というように説明を受けておったのであれだったんですが、今の答弁では54戸分について引き続いて加入をとということで、この対象とされておるのは、いわゆる開発団地の部分ということなのか。当然開発団地であれば加入申し込みを取って、水道工事もやっておるわけでありまして、当然その分担金が入るといって抜きに工事はできないわけでございますけれども、その辺の場所ではないのかどうか、確認を含めてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 加入の分担金につきましては、これ、ご指摘のように既成団地の分でございます。当初見込んでおりました115件に対しまして進めていただいたところなんです。取りまとめをいただいております中で取りまとめをされた方が少し病気をされたということもございまして、その分遅れてきまして調整がはかどらなかったというのが直接の原因でございます。現在進めさせていただいておりますので平成20年には加入分担金がいただけるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。

議案第96号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第97号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第20、議案第97号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） 5ページの雑入の3、500万円の消費税の還付金ですが、これは、なぜこのようなたくさんの還付金になっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 消費税につきましては、ご承知のとおり1989年に導入をされて、一般の消費者が商品を買った場合だけではなく、自治体の事業でも特別会計を一つの法人とみなしまして課せられておる税でございます、課税額は原則売り上げにかかる消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いた額になりますが、課税対象の1,000万円以下の事業者につきましては免税ということにされております。下水道事業など自治体の特別会計におきましても課税業者ということになります、設備投資に係ります部分で借金、いわゆる起債をして工事を行った場合につきましては、返済資金を一般会計から繰り入れた場合、繰入金で賄った工事費にかかった消費税につきましては、仕入れにかかった消費税ということとみなして差し引くことができないことになっております。しかし、税法上起債をいたしました事業年度に免税業者だった場合に限りまして、後に売上高が増えまして課税業者になりましても、その繰入金を使った費用を仕入れにかかった消費税ということで差し引きを認める規定がございます。しかしながら、これまで国税局はこのことを認めておりませんでしたので本町の場合、旧瑞穂町及び旧丹波町の下水道事業につきまして税務署との協議

によりまして、平成13年から平成17年度までの消費税の還付を受けることになったわけ
でございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） そうしたら旧丹波、旧瑞穂のときには、その1,000万円以下の
そういう課税免税業者いうか、そういうのに町がなっていたということですか。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） そういうことです。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、歳出の7ページ
の管路工事の関係なんですけれども、歳入でいわゆる事業分担金ということで瑞穂処理区で
3件新規加入ということであるわけですが、今回計画されています管路工事のいわゆる対象
戸数ですね。現在加入戸数は3戸ということになっていますが、対象戸数としては何戸なの
かお尋ねしておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 対象戸数につきましては現在5戸ということで進めさせていただ
いておりまして、分担金につきましても今地元と協議をさせていただいている途中ござい
ます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

議案第97号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のと
おり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第

2号) 》

○議長(岡本 勇君) 日程第21、議案第98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点お尋ねをしておきます。歳入の関係なんですけど、今回運賃収入なり受託収入というのがそれぞれ143万2,000円と35万8,000円減になっておりますが、広報等でも乗車人数等も載せていただいておりますけれども、この主な要因というのは見込みで乗客が減ったということなのか何か、原因というのは当初の見込みとの違いをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) 山田議員さんからのご質問でございますが、今回、当初に見込ませていただきまして、当初の予算の中では大体昨年並みの収入というようなことで予定を立てさせていただいておりますが、4月から9月までの実績に合わせまして、今後3月までの見込みの分を計上させていただきますと、やはり少しご利用いただいている方が昨年に比べて、昨年5月からの運行やったわけなんですけれども、その8月との比較でも約80%程度というようなことになっておりまして減少している。

特に、この運賃収入等につきましては、その中で一般乗客ということになっておりまして、須知高校等の高校生が利用していただいている分も一般収入ということで計上させていただいているんですけれども、昨年の卒業生のご利用いただいていた方に対して新しく新入生として入ってこられた方の利用していただける方が落ち込んでいるということもございまして、収入減というような形が出てきているということでございます。

受託につきましても若干の精査いたしました結果の部分をご補正させていただいたということでございます。

以上です。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

議案第98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第2号)、原

案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第22、議案第99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

議案第99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第23、議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第24、議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 4ページの諸費の負担金補助及び交付金で三ノ宮地域振興事業補助金でございますが、この件につきましては総務委員会でもお聞きをしておきまして、答弁保留ということになっていました件で、今日この補足説明資料が配布をさせていただいたところでありまして、この補足説明によりまして、無動寺観音堂の管理運営は栗野区の会計でされているという説明でありまして、日常的なそういう管理運営とか草刈りとか小規模なそういう改修とかそういうものをされているとは思われますが、今回の改修事業というのは結構多額なものになっていまして、京都府のこの社寺等文化財保全補助事業申請では、宗教法人の無動寺で申請をされているということございまして、したがって、この府の補助事業では宗教法人、財産区への補助金申請は栗野区とこういうことで提出先が異なると、事業主体が異なるということになっておりまして、余り通常では考えられないということでありまして、

今回のこの補助金であります、この交付要綱にもありますように文化財遺産保護保全事業ということで、この補助金に対しまして異論を唱えるものではございませんが、こういう事業主体が異なるということにつきまして、この補足説明ではもう一つこの説明をしていただいていないというようなことでありまして、何の根拠をもってこの区が事業主体であるという判断をされたのかお聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 無動寺観音堂の補助の件でございますけれども、この無動寺さんの観音堂と申しますのは、いわゆるお寺の法人の護持会計とは別に栗野区のみで管理運営をされてきた経過もございまして、こういった中で財産区の方に対しての要望も栗野区区長様よりいただいておりますのでございまして、この件につきまして財産区管理会といたしまして、いわゆるそこのところを総合判断させていただきまして、これは区のいわゆる管理維持にかかわりますところの部分でございますので、そういったところの文化遺産保護という

趣旨から補助金を交付すべく、今回追加補正をお願いをさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 総務委員会と何ら変わらないご答弁でございますが、そうしたら栗野区が事業主体であると言われるのであれば、今回のこの改修費が639万ということでお聞きしとるんですが、当然、区の予算書に計上されているというふうに考えられますので、この栗野区が事業主体であるという証明でもいいし、区の予算書の抜粋ですね。それを資料として提出をしていただきたいと。

それと工事請負契約の方は、これ、無動寺か栗野区か、どちらでされているのか。これも請負契約書の写しが当然、これ、補助金申請には多分これについてはついていると思いますのでね。

その資料を提出を、写しを提出していただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 実施主体の方が栗野区ということになっておりますので、これはまた区の方と協議をさせていただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 再度説明をお願いします。

上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 財産区管理会につきましては補助費ということでございますし、また、実施主体につきましては栗野区ということでございますし、実施主体の方の栗野区様の方とまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 12番、篠塚君。

○12番（篠塚信太郎君） 説明では補助金申請が出たということでありますのでね。当然これ、請負契約の写しは、これは当然添付書類としてあると思うんですね。それを協議してもらわなくても、その出とるやつを出していただいたらええんですからね。何の協議をされるんですか。これ、3回目やから、これで終わりにさせてもらうんですけどね。これ、予算に上がっていますんでね。協議できてへんのをもう予算に上げるというのはどういうことになつとるんですかね、これは。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） 現在のところ、その要望書という形でいただいておりますのでございまして、まだ申請はいただいておりますというふうなことでございます。また、提出の添付資料につきましては添付させていただくというふうな方向で協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時50分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第25、議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第25、議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、山内君。

○3番（山内武夫君） 地域医療課長に聞いたらいいですかね。繰上償還、今回、企業債の関係で1,500何万というようなことでされておるんですけども、今後の償還のピークです、それがいつごろになるのかということと、あと金額的なことをお教えをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました病院事業会計におきます企業債の残高に係ります償還のピークですけれども、21年度の1億4,800万円をピークといたしまして29年度までの9年間、毎年1億4,200万円から1億3,000万円台で推移していくことになっております。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 緊張して忘れまして申しわけございません。説明書類の8ページの特殊勤務手当についてお尋ねしたいというふうに思っております。一定職員の人件費と合併に伴いまして調整されて統一の、いわゆる給料表の中でそれぞれ支給をされて、今日まで来ておる状況の中で、病院事業のこの部分についてだけ調整されておるようには見受けられません。病院事業と診療所のこういう特殊勤務手当との違いの中には、法の問題とかいろいろな問題とかそういったことがあるのか。あるのはなぜなのか。基本的には、やはりそういったことも調整されてしかるべきだと、そんなふうに思いますけれども最終的には町長の、そこについての考え方についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 条例に基づきます特殊勤務手当と申しますか、放射線取扱手当ですとか研修手当等につきましては調整ができております。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 調整できておるということでございますので、一定問題はクリアできておるというふうに思うわけですがけれども、このいわゆる総額に占めるパーセントの違いは、単に、いわゆる年数の問題なのか、そこらの理由についてだけお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） ちょっとお答えの方法が、うまく言葉が見つからないんですけども、支給対象人員といたしましては専門職といいますか医師、看護師、医療技術員、同じように支給させていただいておりますし、人数が異なりますのでドクターの、和知診療所でしたら2名ですし、瑞穂病院ですと常勤医師が多い関係もございまして、給料に占める割合は異なってくるかと思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東 まさ子君） 運協でもちょっとお聞きしていたんですが、この繰上償還をするのに留保資金を充てるということで200万ということだと思んですが、病院のその減価償却というのは毎年200万償却になるのか、その償却期間というか、そういうようなものがちょっとどのようになっているのかお聞きしたいのと、今、山内議員の質問の答弁で、償還の1億4,800万とか1億4,200万から300万とか、いろいろあったわけではありますが、この借りている中身によって交付税のついているものもありますし、過疎債でありましたら交付税の7割が入ってきますし、公営企業、公庫いうのかね、それでありましたらどうい

ふうになるのか。交付税の関係と二つお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） ただいまお尋ねがございました、まず、固定資産の償却の分ですけれども、建物ですとか機械器具、車両、種別ごとに定率法と定額法を用いまして償却しております。18年度決算では約6,000万円の償却費用を出したところでございます。

それから償還に关しましての交付税算入の件ですけれども、おっしゃいましたように過疎債につきましても7割、それから公営企業債、病院債につきましても約4割で算入される見込みでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もちょっとお尋ねしておきたいんですけど、今、山内議員なり東議員からあった関係なんですけど、平成21年がいわゆる起債償還のピークということの説明があったと思うんですけども、それまで借っておった部分が減って、10件余りの起債になると思うんですけども、今ありましたように過疎債の分でしたら7割の交付税算入があると、病院債では4割、そういうものを含めると交付税に算入されたと、算定基礎になるとるわけですから差し引くと、実際は何ぼなんだと。だから、1億4,000万余りのうち、これ計算すると1億4,894万7,516円という数字が出てくると思うんですけどね、21年の分を見ると。そこから、交付税算入分を引くと、実際のほんなら持ち出し分が幾らやというのは出てくると思うんですけども、そういうものをしっかり説明していただくということが非常に大事だと思うので、一体それを差し引くと幾らになるという点、交付税算入分幾らだということでもよろしいので、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 申しわけございませんが、ただいまは年次分すべてを持ち合わせておりません。後でお示しさせていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、議案第103号から日程第28、議案第105号まで》

○議長(岡本 勇君) 日程第26、議案第103号 統合簡易水道整備事業 遠方監視装置設置工事請負契約についてから日程第28、議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(3号)までを一括議題といたします。

町長の提案説明をお願いいたします。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) 今期定例会も本日で最終日となりましたが、開会以来、議員各位には、連日熱心にご審議いただきおまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日追加提案をさせていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第103号 平成19年度統合簡易水道整備事業 遠方監視装置設置工事請負契約につきましては株式会社きんでん京都支店と1億2,495万円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いしております。

畑川浄水場を親局として第2水源浄水場及び西部浄水場の送配水状況等の監視システムを構築するものであります。

次に、議案第104号 和解することについてであります。去る11月末の議会臨時会において専決処分を承認いただきました損害賠償請求事件について、相手方から和解による早期解決の申し入れがあり、公判等を通じる協議の中で、訴訟費用を各自の負担とすること及び遅延損害金の一部放棄のほかは、損害賠償金2,415万円全額を支払うことなど、本町が訴えていた請求の内容を認め、来る12月26日にこれを履行するとの確証を得ましたことから相手方と和解することについて議会の議決をお願いしております。

議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、補正前の額18億7,360万円に2,425万3,000円を追加し、補正後の額を18億9,785万3,000円とすることをお願いしております。

議案第104号における和解により損害賠償金及び遅延損害金を歳入とし、歳出では損害賠償事件等に関する弁護士委託料及び本件に係る補助金等の返還金を求められた場合の財源に充当するため基金積立を行おうとするものであります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。細部にわたりましては所管する担当課長より説明いたさせますので何とぞ慎重にご審議いただきまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） それでは、議案第103号 平成19年度統合簡易水道整備事業 遠方監視装置設置工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

本工事につきましては、丹波・瑞穂統合簡易水道の下山クラベシ地内第2水源浄水場及び曾根地内の西部浄水場の送配水状況を畑川浄水場へデータの転送をいたしまして、監視をするために必要なシステムの増設でございます。

畑川浄水場にはCRT監視制御装置用のシステムコントローラー等の機能の増設、それから、遠方監視装置の親局盤の機能増設を行うことといたしております。

第2水源の浄水場及び西部浄水場につきましては、遠方監視装置盤の子局及び中継端子盤の設置と既設をいたしております配電盤の機能の増設を行うことといたしております。

本工事の入札につきましては、11月13日に告示を行いまして、条件つき一般競争入札として12月7日に開札を行っております。

予定価格につきましては1億3,860万円、最低制限価格は9,240万円、落札金額につきましては、ここに掲載をいたしておりますように1億2,495万円で株式会社きんでん京都支店が落札をいたしております。

落札率につきましては90.15%、入札参加業者数につきましては2社でございます。

工期につきましては、契約の日から平成20年3月31日までということになっております。なお、工期につきましては、今回の工事の内容のほとんどが製作ということもございまして、工期は適正と考えておりますが、今後、請負業者から提出がなされます工事施工計画書に基づきまして工程管理を指導監督してまいりたいと考えております。

本件につきましては、地方自治法の第96条第1項、第5項並びに京丹波町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるということとさせていただきます。

以上、ご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第104号 和解することについてにつきまして、補足説明を申し上げさせていただきます。

この和解することにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

相手方及び事件につきましては議案に記載のとおりでございます。

次に、3点目の和解条項につきまして少し申し上げさせていただきたいと思っております。

1点目として、相手方は、本町に対して2,425万3,216円の支払い義務があることを認める。

内訳につきましては、訴えておりました請負代金1億2,075万円の10分の2に相当する2,415万円全額と年6分の割合によります遅延損害金10万3,216円となっております。この遅延損害金の算定につきましては、訴状送達日の翌日から支払い済みに至るまでということになっておったところでございますが、この送達日の翌日とは11月23日からになっておりまして、それから、この和解の協議を裁判所で行った公判日でございます12月18日までの26日間を算定して、遅延損害金10万3,216円となっているところでございます。

次に、2点目でございますが、議案の議決をいただきましたら、町長の提案理由にもございましたように、12月26日に和解をさせていただくということで、その席上でこの1点目の金額の支払いを受けることとするものでございます。

次に、3点目でございますが、その支払いを確認させていただいた後、現在仮差し押さえをしております京都府の請負代金債権、これを取り下げることにするもの。

それからあわせて、めくっていただいて4点目でございますが、仮差し押さえに要しております本町の供託金これの返還を受けるために、相手方がその取り消しに同意をいただくこと。それから、裁判所がその取り消しを決定いたしますと、そのことに対して、さらに相手方は抗告しない、この抗告と申しますのは裁判所の決定に不服申し立てを行うということでございますが、それをしないとすることでございます。

それから、次の5点目でございますが、その余の請求を放棄するという表現になってございます。その余の請求とは、第1点目で申し上げました遅延損害金の算定が12月18日までの算定ということになっております。したがって、和解を行おうとする日は12月26日でございますので、この19日から18日までの8日間、この分についての遅延損害金の部分について一部放棄をするということの意味でございます。金額にいたしましては、この8日分3万1,758円ぐらいになるかと存じておるところでございます。したがって、河野建設に対しまして今後一切の請求を放棄するという意味ではございませんので、ご理解を賜っておきたいと思っております。

それから、次の6点目でございますが、これにつきましては本町と相手双方でございますが、これも「本件に関し」とありますのは、この損害賠償請求事件に関してのみ、この和解条項以外に債権・債務がないことを確認するというにすることにするものでございます。

それから7点目でございますが、訴えでは、訴訟費用は相手方の負担という判決を求めておったところでございますが、これを各自の負担とするものでございます。この金額につきましては、現在10万4,230円を算定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第104号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 続きまして、議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,425万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,785万3,000円とする。でございます。

今回の補正予算につきましては、先ほど説明がございました和解することについてに伴いまして、損害賠償金等の受け入れ及び必要経費について補正をお願いするものでございます。以下、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページ、歳入でございますが、諸収入雑入2,425万3,000円の追加でございますが、これは損害賠償金等といたしまして2,425万3,000円でございます。

次に、歳出でございますが4ページでございます。一般管理費2,425万3,000円の追加につきましては、損害賠償請求事件弁護士委託料といたしまして363万3,000円、それから簡易水道事業基金積立金につきましては、今後、国庫補助金等の返還に充てるための財源といたしまして2,062万円の積み立てをお願いするものでございます。

なお、今回の損害賠償にかかわっての国庫補助金等の返還につきましては厚生労働省及び京都府の担当部局のご指導を仰ぎながら、実績報告の変更でありますとか補助金の額の確定など、詳細についての適正な処理を行うことというふうになります。現在のところ返還額並びに返還の時期につきましてもまだ決定をしておりませんので、補助金返還等に係ります予算計上につきましては決定次第、対応をさせていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上、ご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第103号 統合簡易水道整備事業 遠方監視装置設置工事請負契約についての質疑を行います。

15番、野間君。

○15番（野間和幸） いわゆる遠方監視装置の工事請負契約であります。今回落札率が90%程度ではないかなあというふうに思うわけですが、今日まで一般競争入札になりましてから、業者の皆さんが努力をいただいて低い入札価格で落札されてきましたので、今回の落札価格が非常に高いように感じております。ただ、このいわゆる工事内容そのものが今までとは違った状況にありますので、いわゆる今日まで京丹波町が取り組んできたこの遠方監視施設の設置工事の請負契約と比較して、どの程度の開きがあるのかご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 前回、18年にも同様の工事の入札がありましたんですが、今手元にちょっと資料ございませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 今回2カ所の整備がされるわけなんですけれども、前回もまたあったように思いますけれども、これで全部終わりか、あと何カ所残っておるのか、そこがわかっておったらお答えいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） ただいまの今西議員のご質問でございますけれども、統合整備で進めてまいりました施設への遠方監視につきましては、あと1カ所、新田の配水池が完了いたしますと、すべて完了ということになります。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 大層なあれじゃないんですが、これ、何社ぐらいの競争入札だったんでしょうか。どことどことが入札に参加されたんでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） ただいまのご質問でございますけれども、入札に参加されたのは、落札をされました株式会社きんでん京都支店と日新電機株式会社京都営業所、この2社でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたい。ホームページにも載っておるんですが、一つは、予定価格と最低価格についてお尋ねをしておきたいというのと、それから、日新電機というのは電機というのはよくわかるんですが、きんでの京都支店というのは初めてやないかと思うんですけれども実績ですね。これは当然指名をする場合には、実績等も報告を受けておると思うんですけれども、具体的にはどういうふうな、この、きんでんというのは、主に関西電力のいろんな線とかね、そういうのがイメージにあるので、こういう配電をされるということについての実績等について伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田渕参事。

○参事（田渕敬治君） ただいまのご質問ですけれども、あくまで本町の入札の形式といたしましては、入札参加資格要件を満たしておれば応札ができるということでございます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 予定価格と最低制限価格につきましては先ほど申し上げましたように、予定価格につきましては1億3,860万円、最低制限価格につきましては9,240万円でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） すいません、ちょっと私が聞き漏らしたので、すいません。今、入札の関係で私、きんでの実績はどうかとお尋ねしたんですが、町の入札資格要件を満たしておればいいんだと、それは当然やと思うんですけれども、やはり実績というのは大いにそういう面では大事やと思うんですね。当然そういうことも入札要件の中で報告は受けておると思うんですけれども、当然そういう実績がね。全くない実績ということは要件の中にもあると思うんですけれども、わかっておるのかどうか、わかっていないのかどうか、実績があるのかないか、その点だけちょっと、もう一度お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 田渕参事。

○参事（田渕敬治君） あくまできんでん、大きな会社ですので実績は十分あるという認識をいたしております。それから、先ほども申し上げましたけれども、要件の中に経営審査の総合評点が950点以上とか、そういう評価があります会社は、大手のそういう通信会社ということで認識をいたしております。

それから、先ほど、平成18年度の遠方監視の関係の工事ですけれども、落札率は93.55%でございましたので報告をさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 本件につきまして少し私からもお尋ねをしたいと思います、設計金

額の関係については理解ができるわけですが、そして、さらにまた、本件は製造請負工事でございますから、工場製作ということの中で請負率が90点以上ということも、ある意味では理解をするわけですが、最低制限価格との差が3,200万余りあるように見受けるわけですが、今までの入札の改善によります最低制限価格の算出のあり方については一部ご報告をいただいたような記憶もしとるわけですが、本件につきましては余りそれらの最低制限価格との開きが大きくございますので、この辺について、どのような考え方で最低制限価格が設けられたのか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 田渕参事。

○参事（田渕敬治君） いったんご説明申し上げましたように、最低制限価格につきましては、あくまで京都府に準じた形で計算式を出しておきまして、それに基づきまして算出をいたしました結果でございます。

それから、この製造どうのこうのにかかわらず、すべての工事につきましては計算式に基づいて、最低限価格を出しておるということでございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） 答弁をいただきましたのですが、さらにお尋ねしたいと思いますが、今回、1億2,400万円の工事の中で3,200万の実は差異が出るとのわけですが、差異と申しますか、最低価格との差が出たわけですが、このことをどのように受け止められておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（岡本 勇君） 田渕参事。

○参事（田渕敬治君） 今回の対象の会社が経営審査等で見ますと49社ございました。これが、49社が資格あったわけなんですけれども、本件に関しましての入札は2件ということで、競争原理が働かなかったということで高額、最低限価格との差があったというふうに認識をいたしております。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） ちょっと聞き落としたのかもわかりませんが、これ、設計業者はどこの会社がやったんでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） 設計につきましては前年度に行っておりまして、日本上下水道コンサルタントが行っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第103号 統合簡易水道整備事業 遠方監視装置設置工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第104号 和解することについて》

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第104号 和解することについての質疑を行います。

9番、西山君。

○9番(西山和樹君) 特に、弁護士費用といいますか訴訟費用についてよく頑張っていたいただいて、契約価格を大きく下回っていただいたことに感謝を申し上げます。一つだけ、苦情といいますより今後のためにお願いをしておきたいんですが、ここに104号の要旨の事件の記というところから下なんです、これ、書き方がちょっと間違っているように思うので訂正を頭の中でしておいて、この文章はこれでもいいのかもわかりませんが、まず、記1. 相手方というふうになっていますが、これは、相手方という言葉は表現が間違っておると思います。これは原告と被告でございますので、必ず相手方のところは被告と、それから京丹波町というところは原告、その上に書いていただいても結構ですが。それと、この(4)のところの担保取り消し決定については、当然これは申立人と被申立人になりますので相手方じゃなくて、これも申立人、被申立人というふうに書いていただくのが当たり前ではないかと、命令申立事件ですのでね。

以上、それだけちょっと、公文書として残るものだと思いますので直していただいた方がいいのではないかというふうに、老婆心ながら申し上げておきます。以上です。

○議長(岡本 勇君) 勉強してください。

谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) 私どももこういう和解の議案の例規集をちょっとひも解きまして、参考にさせていただいたところがございますが、議員さんがおっしゃる形も当然考えられる様式でございますので、十分今後参考にさせていただきます。

○議長(岡本 勇君) 9番、西山君。

○9番(西山和樹君) 様式というのがそうなっているのでね。そやから、原文といいますか和解条項というのは必ず原告、被告で表示されますので、当事者をきちっと書いていただく

のが筋だと思うということを申し上げたので、あえて答弁は要らなかったんです。すいません。以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

議案第104号 和解することについて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 次に、議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

議案第105号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、収賄事件に関する調査の件》

○議長（岡本 勇君） 日程第29、収賄事件に関する調査の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

山田委員長。

○10番（山田 均君） それでは、お手元に配布しております収賄事件調査特別委員会の報

告書に基づきまして報告をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

平成19年12月20日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

収賄事件調査特別委員会委員長 山田 均

収賄事件調査特別委員会報告書

表記のことについて会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1ページからまいりますのでよろしく申し上げます。

収賄事件調査特別委員会報告書

設置の経緯、また、調査の概要につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、お目通しをお願いしておきたいと思っております。

それでは、3の事件の概要から朗読をして報告にかえたいと思っております。

3. 事件の概要

田井 勲は、平成17年10月11日から京丹波町水道課長として水道工事の発注、管理常務に従事する中で、町の発注する水道工事の入札に有利かつ便宜な取り計らいを受けたい趣旨のもとに供与されるのであることを知りながら、株式会社河野建設代表取締役宇野成官から平成18年7月14日ごろ現金50万円、平成18年10月上旬ごろ現金30万円の供与を受けたとして平成19年5月29日、収賄容疑で逮捕・起訴された。平成19年10月10日に京都地方裁判所において懲役一年六月、執行猶予三年、追徴金80万円の判決を受け、刑が確定したものである。

堀郁太郎は、平成17年10月10までは和知町長として行政事務の統括責任者、合併後は京丹波町助役（副町長）として町長を補佐する立場にありながら、町の発注する水道工事の入札指名に有利かつ便宜な取り計らいを受けたい趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、宇野成官から平成16年10月から平成18年10月の間に町長室などで4回にわたり、現金計850万円の供与を受けたとして平成19年6月21日、収賄容疑で逮捕・起訴された。平成19年10月31日に京都地方裁判所において懲役三年、執行猶予五年、追徴金650万円と200万円の没収の判決を受け、刑が確定したものである。

4. 事件発生の原因究明に関する事項

第一には、堀郁太郎、田井 勲ともに公務員としての自覚や倫理観が欠けていたことが直接の原因になって、業者との収賄事件を発生させたものである。特に、堀郁太郎は町民の公選により、あるいは、その町民を代表する議会の議決、同意等を得て就任した特別職であり、高度な判断力を必要とする重要な職務を担当するものであったことを考えると、町民に対し

て、その信頼にこたえるべき重大な責務を負っていた。したがって、その者が不正行為を行うことは本来あってはならないことであり、6月定例会一般質問の答弁内容や公判で明らかになった和知町長選挙の当選祝いを町外業者から受け取るなど、特別職としての倫理観や正義感に欠けていたことも要因にある。

第二には、指名競争入札制度の中で生まれたものである。入札参加と工事受注を確実にしたい業者は、発注権限を持つ町長や管理監督権限を持つ担当課長に賄賂を贈って「天の声」を得たものである。

第三には、関係業者による接待が不祥事の兆候となり得ることを理解し、お互いが注意し合える職場風土に欠けていたこと。また、公務員としての自覚にも欠けていたことが事件発生の原因背景となっている。

5. 再発防止に関する事項

(1) 倫理の確立

今後、再発防止のため、あらゆる角度から業務の見直し、改革が行われるが、最終的に業務を行うのは第一線にいる職員であるため、行き着くところは職員一人ひとりの倫理に頼らざるを得ない。したがって、公務員は全体の奉仕者であることから、職員倫理をより強行に確立するための取り組みが必要である。さらに、業務にかかわるすべての者が法令等を遵守し、公正・公平な業務遂行を共通認識としなければならない。二度とこのような事件が起きてはならないという意識を持続させるためにも計画的に研修することが必要である。また、一般職員の意識改革は当然であるが、権限を有する理事者や幹部職員の意識改革が強く求められる。

(2) 組織の充実

公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行された。職員の不法行為に対して、他の職員や町民がその事実を知り得た場合、公益通報保護法の趣旨にのっとり、通報者の保護に十分配慮した職員や町民だれもが安心して相談できる体制の整備を研究すること。また、再発防止のために業務などの監視やチェックを恒常的に行えるよう組織の充実を図ること。

(3) 適切な人事異動

業務の中でも特に契約、検査、許認可、会計など直接業者や金銭と関係する職員については今回の教訓を生かし、同じ職場に長くとどまらず、適切な在職年数で人事異動を行うこと。また、技術職の配置職場は役場の中で限られた範囲であり、現状では幅広い人事異動は困難であると思われるが、今後は職種を越えた新たな発想のもとでの人事異動を研究すること。

(4) 入札制度の見直し

町内業者に配慮した入札制度は、町経済の活性化、地元業者の育成、雇用の促進など重要なことである。本年度から実施している条件つき一般競争入札と比較すると、これまでの指名競争入札は高い値での落札率となる傾向である。談合を排除するために条件つき一般競争入札が採用され、あわせて適正な工事施工を図るために最低制限価格が導入され、事後公開で行っている。今後とも談合排除と町内業者育成を両立させるための制度を研究することが必要であり、工事管理監督についても、より適切な執行方法を確保すること。また、価格優先ではなく業者の経営努力、本町の施策への貢献度、社会貢献度等を発注者として総合的かつ適正に評価し、級別格付並びに総合数値の算出など総合評価制度を導入した入札制度を研究すること。あわせて、実態を伴わない業者の排除や入札制度の透明性を一層図ること。

(5) 徹底した談合排除

業者間での談合は、行政内部の談合防止努力だけでは発生を防止できない。談合の疑いのあるものについては入札中止や公正取引委員会への情報提供を積極的に行い、法違反が確定したものについては法令に基づき、毅然たる態度で損害賠償請求を行い、徹底した談合排除を行うこと。

(6) 随意契約における業者選定

当委員会では、随意契約については十分な議論を行っていないが、130万円未満の工事発注や40万円未満の物品購入などの随意契約による場合であっても契約状況が不明なことにより、結果的に特定業者に発注が偏ることも考えられるので、より適切な発注ができるような方策を研究すること。

(7) 議会としての対応

入札・契約業務の透明性・公平性に関し、契約業務の全般にわたる入札制度や検査管理について、調査研究を今後とも行わなければならない。あわせて町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにし、町政に対する信頼にこたえるために政治倫理条例の制定が必要である。

6. 信頼回復に向けて

京丹波町としてようやく行政運営も落ちつきを見せ始めたやさき、このような事件が発生し、町民の信頼を取り戻すには大変厳しいものがある。町民の信頼があって初めて自治体の存在意義がある。近年、自治体に対する税の使い方の監視が高まっており、従前にも増して厳しい監視と批判が寄せられている状況から、行政には情報開示と説明責任、理事者・職員には清潔性が強く求められている。そのためにも各種事務事業の再点検をし、改善策をつくり上げるとともに、再びこのような事件を繰り返さないよう時宜にかなった検証と改善を重

ねることを強く求める。

以上、収賄事件調査特別委員会報告といたします。

また、委員の名簿につきましては下段に記載をしておりますので、目を通しておいていただきたいと思います。以上、特別委員会としての報告といたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、報告のとおりであります。

ただいまの委員長報告については、質疑・討論を省略いたします。

これをもって、収賄事件調査特別委員会における調査を終了することにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

収賄事件調査特別委員会における調査は終了いたしました。

《日程第30、発議第4号 政治倫理検討特別委員会設置に関する決議》

○議長（岡本 勇君） 日程第30、発議第4号 政治倫理検討特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件について提案者の趣旨説明を求めます。

7番 小田君。

○7番（小田耕治君）

それでは、発議第4号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 京丹波町議会議員 小田耕治

賛成者 京丹波町議会議員 野口久之、同じく畠中 勉、同じく山内武夫

政治倫理検討特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案の理由

京丹波町議会議員政治倫理の確立と向上を目的に、調査研究を行う政治倫理検討特別委員会の設置を発議するものである。

政治倫理検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、政治倫理検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 政治倫理検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び京丹波町委員会条例第6条
3. 目 的 京丹波町議会議員政治倫理の確立と向上を目的に調査研究を行う。
4. 委員の定数 7人
5. 期 限 調査が終了するまで。

以上でございます。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 小田耕治君ほか3人から提出されました政治倫理検討特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、小田耕治君ほか3人から提出されました政治倫理検討特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました政治倫理検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今西孝司君、東まさ子君、小田耕治君、横山 勲君、山田 均君、篠塚信太郎君、野口久之君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、政治倫理検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、今西孝司君、東まさ子君、小田耕治君、横山 勲君、山田 均君、篠塚信太郎君、野口久之君を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に政治倫理検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いをいたします。

それでは、再開を3時10分からといたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時09分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に政治倫理検討特別委員会が開催され、正副委員長が選任されましたので報告いたします。

委員長は山田 均君、副委員長は小田耕治君。

以上のおりであります。

よろしくお願いをいたします。

《日程 3 1、閉会中の継続調査について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 3 1、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成 1 9 年第 4 回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3 時 1 0 分